

長野県国民健康保険運営方針（改定案）の概要

はじめに

運営方針に係る基本的事項（策定の目的、根拠、対象期間）を記載します。

- 1 策定の目的** 財政の安定化、市町村事務の効率化、医療費抑制の取組の推進等の国保の運営を、県と市町村が共通認識のもと行っていくために策定する。
- 2 策定の根拠** 改正国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項
- 3 方針の対象期間** 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間

第 1 基本的な考え方

- ・国民健康保険は、高齢者の加入割合が高い、加入者の所得水準が低い、市町村ごとの医療費、保険料の格差が大きい等の構造的課題を抱えている。
- ・平成 30 年度から都道府県単位化による財政安定化が図られた。
- ・国民健康保険運営の改革を図るとともに県内加入者の負担の平準化をはかり、保険料水準の統一を目指す。

第 2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

国保財政の安定化のために、国保の主な支出である医療費の現状と見通し、財政赤字の解消・削減の取組等について記載します。

1 国保加入状況等

- ・被保険者数平成 28～30 年度で 42,013 人減少。
- ・高齢化率（加入者に占める 65 歳以上の方の割合）は、本県は 46.8%（全国 43.2%）で増加傾向。
- ・小規模保険者が 77 市町村中 48 市町村（62.4%）ある（H30）。全国 31.7%と比べて大幅に多い。

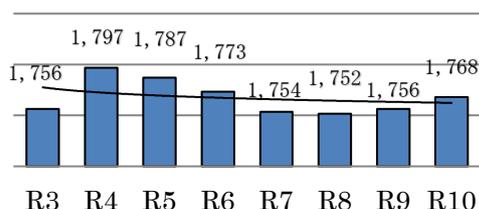
2 医療費の現状と見通し

（1）医療費の現状

- ・一人当たり医療費は、360,137 円、前年度から 2.3%伸びた（H30）。
- ・一人当たり実績医療費の格差は最大で 2.5 倍（H30）。
- ・高額医療費の市町村間格差は 3.3 倍。小規模市町村では高額医療費の乱高下が生じることがある。

（2）医療費の将来推計

- ・令和 4～7 年度、団塊の世代が後期高齢者に移行し、国保医療費の伸びは鈍化する見込。
- ・令和 10 年度、医療費総額は約 1,768 億円となり、令和 3 年度から 12 億円程度増となる見込。



年度	R3	R6	R10
推計総医療費	1,756 億	1,773 億	1,768 億
一人当たり医療費	2,571 万円	4,823 万円	1,290 万円
	394,821 円	420,392 円	453,835 円

3 国保財政

(1) 現状

- ・令和元年度、45 保険者が法定外一般会計繰入を実施し、総額は 13 億 2,023 万円。
- ・決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額が約 6 億 9 千万円 (R 元)。うち、保険料 (税) の負担緩和のための繰入が約 6 億 37 百万円、保健事業に充てるための繰入が約 3 億 4 百万円。

(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方 保険給付に必要な費用は保険料や努力支援制度交付金等によりまかない、単年度財政収支の均衡を図る。

(3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等

◆**解消・削減すべき赤字** 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」と「前年度繰上充用金の増加分 (決算補填等目的のものに限る)」の合計額とする。

◆**解消・削減の対象となる法定外一般会計繰入** 以下の目的で法定外繰入を行った場合をいう。

- 保険料の収納不足のため
- 保険料の負担緩和を図るため
- 任意給付に充てるため
- 累積赤字補填のため
- 公債費、借入金利息

◆**赤字解消・削減のための取組** 市町村は赤字発生 の要因分析、赤字解消・削減の目標年次、解消・削減のための具体的取組を記載した赤字解消計画を策定し、県は計画の策定に対して必要な助言を行う。

(4) 財政安定化基金

- ・決算剰余金等の留保財源の積立金 (特例基金に積み立てる場合に限る) 等を財源とし、納付金の年度間平準等に活用。
- ・特別な事情 (大規模災害、地域経済の破綻、これらに類する事情) により市町村に保険料収納不足が生じた場合、不足額の 1/2 以内を基金から交付し、交付を受けた市町村が交付額の 1/3 を補填する。

第 3 市町村における保険料 (税) の標準的な算定方法

納付金・標準保険料率の算定に関する基本的な考え方、保険料水準の統一についての考え方について記載します。

1 現状

- ・県内の大半の市町村で、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも 4 方式を採用している。
- ・県全体の応能割・応益割の賦課割合は、応能割による賦課割合が高い。
- ・一人当たり保険料調定額の格差は、最大 3.0 倍であり、全国で一番格差が大きい (H30)。

2 納付金及び標準的な保険料の算定方法

(1) 保険料水準の統一について

保険給付と保険料の県内市町村の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度の継続性を図るため、中期的改革方針 (ロードマップ) に従い、保険料統一を進める。

(2) 納付金の算定方法

- ◆**納付金の配分** 市町村毎の所得、被保険者数、世帯数により配分する。
- ◆**応能分と応益分の割合** 原則通り、全国平均と比較した県の所得水準によって応能分と応益分の割合を設定する (応能 : 応益 = およそ 49 : 51)。
- ◆**応益分における均等割と平等割の割合** 均等割と平等割の割合の過去 3 年間の平均値を用いる。
- ◆**医療費水準の反映** ① α の設定 医療費水準の差を全て反映させる ($\alpha = 1$)。
② **高額医療費の共同負担** 県全体で高額医療費を共同負担する調整を行う。

(3) 市町村標準保険料率

◆標準的な保険料の算定方式 3方式(所得割、均等割、平等割による算定)を用いる。

3 激変緩和措置

被保険者のあるべき保険料負担が著しく変動することを考慮して激変緩和措置を実施。令和元年度においては、20市町村に対し1億8千万円を充当。

4 R4、R5納付金の算定方法

- ・改革方針(ロードマップ)に従い、医療費水準の二次医療圏への統一に向けてR4は1/6、R5は2/6反映を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症による県内被保険者の所得減少に起因する、収納率低下、保険料収納不足等の問題について市町村と協議の上、対応。

第4 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

国保財政の主な収入である国保料(税)の確保のための取組について記載します。

1 現状

- ・県内市町村の保険料(税)収納率の平均は、令和元年度において95.15%

2 目標収納率

目標収納率は、保険者規模に応じた目指すべき収納率の水準として、県内市町村保険者の保険者規模(一般被保険者数)別に設定する。

設定方法 基準年度(※)の規模別平均収納率+基準年度の前2年度分の規模別平均収納率の伸び率により設定する。(※)基準年度は、目標設定年度の2年度前とする。

令和3年度より被保険者数の減少に合わせた収納率とするため、保険者規模に「3万人以上5万人未満」を新設。

保険者規模別目標収納率一覧表(令和3年度の設定例)

保険者規模	3千人未満	3千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上
目標収納率	97.83%	96.67%	96.35%	96.24%	93.82%	92.29%

3 収納強化の取組

◆口座振替の促進 ◆現年度分の収納強化 ◆滞納対策(滞納者との接触の機会の確保、差押え等の滞納処分の実施、収納対策の共同実施(地方税滞納整理機構の活用))

第5 市町村における保険給付の適正な実施

国保財政の主な支出である保険給付の適正化を図るための取組について記載します。

1 現状

- ・レセプト点検実施状況 一人当たり財政効果額1,727円(R元)
- ・柔道整復師療養費の患者調査実施市町村数 30市町村(R元)
- ・第三者求償の取組状況 損害保険関係団体との覚書締結、国保連合会への求償事務の委託は、全市町村が実施。求償事務に係る数値目標は、53市町村が設定。

2 給付の適正化に向けた取組

- ◆**県による保険給付の点検** R元から県内市町村間を異動した被保険者に係る等を総覧点検等を開始。
- ◆**大規模な不正利得返還金の回収** 一定の要件に該当する病院の不正利得について、市町村からの委託を受け不正利得返還金の回収を行う。
- ◆**柔道整復師の療養費の給付の適正化** ◆**あん摩マッサージ・はり・灸の療養費の給付の適正化**
- ◆**レセプト点検の充実強化** ◆**第三者求償の推進** ◆**保険者間調整**
- ◆**高額療養費の多数回該当の取扱い** 都道府県単位化に伴い、高額療養費の多数回該当の該当回数継続の基準である「世帯の継続性」については、県内統一の基準として世帯を主宰する世帯主に着目した基準とする。

第6 医療費適正化の取組

住民の方の健康づくりを推進し、国保財政の安定化にも資する、医療費の適正化のための取組について記載します。

1 現状

- ・特定健康診査受診率 46.9%(全国 37.9%)(H30)
- ・特定保健指導実施率 65.5%(全国 32.0%)(H30)
- ・後発医薬品使用割合 79.2(全国 79.1(R元)) ・後発医薬品差額通知実施 74 市町村(H30)
- ・医療費通知実施 75 市町村 ・データヘルス計画策定 76 市町村(R元)
- ・糖尿病性腎症重症化予防の取組状況 取組実施 73 市町村(R元)

2 適正化に向けた取組

- ◆**特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための取組** ◆**後発医薬品の使用促進**
- ◆**重複頻回受診・多剤投薬の適正化** ◆**糖尿病性腎症重症化予防の取組**
- ◆**個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組**
- ◆**KDBの活用による保健事業の推進**

第7 市町村が行う事務の効率化、標準化

国保運営が県単位化されることから、市町村ごとに行っている事務について、広域的に行うことで効率化を図ることや、県で統一的に取り扱うべき事務について定めます。

1 市町村事務の効率化

- ◆**広報事業**

2 市町村事務の標準化

- ◆**申請書様式の標準化** ◆**事務処理マニュアルの作成** ◆**高額療養費の多数回該当の取扱い**

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

他部局との連携施策によるサービスの総合的提供の重要性について記載します。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築が重要となっている。国保部局においても、まずは、市町村ごとに目指すべき方向性を決定していく部局横断的な会議の場に積極的に参加し、その方向性を共有することが重要となる。

第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

県と市町村が一体となり国保運営を行うための共通認識の形成の場や方法について記載します。

- 1 **長野県県・市町村国民健康保険運営連携会議の設置**
- 2 **国民健康保険運営協議会の審議**
- 3 **情報共有の推進** 県、市町村が一体となって、国民健康保険を運営していくために、連携会議、各種研修会、定期的な情報交換会等で情報を共有し、共通認識を図る。

第10 検証及び見直し

国保運営の不断の検証と見直しを図ることを記載します。

- 1 **市町村によるPDCAサイクルの実施** 市町村は、継続的な改善を行うPDCAサイクルを実施することとし、安定的な財政運営や広域的、効率的な事業運営を図る。県は、市町村に対する助言を通じて、市町村によるPDCAサイクルの実施を支援する。
- 2 **国民健康保険運営方針の検証・見直し** 本方針に基づき実施する事業の実施状況を、国保運営連携会議及び国民健康保険運営協議会において検証し、本方針の見直しを行う。

長野県国民健康保険運営方針（案）

令和3年4月

長野県

しあわせ  信州

目次

はじめに	1
1 策定の目的	1
2 策定の根拠	1
3 方針の対象期間	1
第1 基本的な考え方	1
1 都道府県単位化により目指す姿	1
第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	2
1 国保加入状況等	2
（1）被保険者の状況	2
（2）保険者の規模	3
（3）被用者保険との比較	3
2 医療費の現状と見通し	4
（1）医療費の現状	4
（2）医療費の将来推計	9
3 国保財政	11
（1）国保財政の現状	11
（2）財政収支の改善に係る基本的な考え方	14
（3）赤字解消・削減の取組、目標年次等	11
（4）財政安定化基金	16
第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法	17
1 現状	17
2 納付金及び標準的な保険料の算定方法	18
（1）保険料水準の統一について	18
（2）納付金の算定方法	18
（3）市町村標準保険料率	20
（4）各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率	21
（5）都道府県標準保険料率	21
3 激変緩和措置	21
4 納付金負担が大幅に減少する場合の措置	23
第4 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施	26
1 現状	26
2 目標収納率	28
3 収納強化の取組	29
（1）口座振替の促進	29

(2) 現年度分の収納強化.....	29
(3) 滞納対策.....	29
第5 市町村における保険給付の適正な実施.....	30
1 現状.....	30
2 県による保険給付の点検、不正利得の回収.....	32
(1) 保険給付の点検.....	32
(2) 大規模な不正利得返還金の回収.....	32
3 療養費の支給の適正化.....	33
4 レセプト点検の充実強化.....	33
5 第三者求償の推進.....	33
6 保険者間調整.....	34
7 高額療養費の多数回該当の取扱い.....	34
第6 医療費適正化の取組.....	35
1 現状.....	35
2 適正化に向けた取組.....	37
(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための取組.....	38
(2) 後発医薬品の使用促進.....	38
(3) 重複頻回受診・多剤投薬の適正化.....	38
(4) 糖尿病性腎症重症化予防の取組.....	38
(5) 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組.....	39
(6) KDB（国保データベース）システムの活用による保健事業の推進.....	39
第7 市町村が担う事務の効率化、標準化.....	39
1 市町村事務の効率化.....	39
2 市町村事務の標準化.....	40
(1) 申請書様式の標準化.....	40
(2) 事務処理マニュアルの作成.....	40
(3) 高額療養費の多数回該当の取扱い（再掲）.....	40
第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携.....	40
第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項.....	41
1 長野県県・市町村国保運営連携会議の設置.....	41
2 国民健康保険運営協議会の審議.....	41
3 情報共有の推進.....	41
第10 検証及び見直し.....	41
1 市町村によるPDCAサイクルの実施.....	41
2 国民健康保険運営方針の検証・見直し.....	42

はじめに

1 策定の目的

国民健康保険は、被用者保険に加入する方等以外の全ての方を加入者とする公的な医療保険制度であり、また、会社等を退職したほとんどの方が国民健康保険に加入するなど、国民皆保険の根幹として堅持していかなくてはならない国が創設した社会保障制度です。

国民皆保険は、真に医療を必要とする方が安心して医療サービスを受けるための制度ですが、近年、医療費は高齢化や医療の高度化等により年々増大を続け、また、高額薬剤の保険適用等、急激に医療費が増大する場合もあり、国民健康保険財政を圧迫しています。

こうした中で、平成 27 年 5 月、国民健康保険法が改正され、平成 30 年度より都道府県が市町村とともに保険者に位置付けられました。市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。県は、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担い、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。

また、今後のさらなる高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加を抑制することが大変重要です。このため「保険者努力支援制度」を活用し、県及び市町村が協力・連携して予防・健康づくりへの取組を推進し、医療費の適正化を進める必要があります。

安定的な財政運営、市町村事務の効率化・標準化の推進や、保健事業等による医療費の増加抑制のための取組の推進等により持続可能な医療保険制度の構築を目指すという共通認識のもと、県と県内市町村が保険者として一体となって国民健康保険を運営するために、統一的な方針を定めます。

2 策定の根拠

本方針は、国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項に基づき策定します。

3 方針の対象期間

本方針の対象期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

第 1 基本的な考え方

都道府県単位化により目指す姿

国民健康保険は、高齢者の加入割合が高い、加入者の所得水準が低い、市

町村ごとの医療費、保険料の格差が大きい等の構造的課題を抱えています。本県においては、高齢者の加入割合は5割近くとなり、所得水準は全国の市町村国保と比べて低く、保険料格差は全国的な状況と比較して大きく、構造的課題が特に顕著となっています。

また、従来の市町村単位の財政運営では特に小規模市町村において、高額医療費が発生した場合などに、保険料負担の増加や年度末の急な決算補填など不安定な財政運営が強いられる状況にありました。こうした状況を踏まえ、加入者の保険料の変動リスクを軽減することを目指し、平成30年度から都道府県単位化による財政安定化を図ったところです。しかし、本県は、小規模市町村の割合が5割を超え、全国と比べて財政規模の小さな保険者が多いという特徴があります。

また、小規模市町村では長期入院患者が多い等の偶発的な理由により保険料負担が他市町村と比較して高い場合があります。都道府県単位化に伴い、「同じ所得の県民は同水準の保険料負担」という理念を踏まえ、今後も引き続き、国民健康保険運営の改革を図るとともに県内加入者の負担の平準化を図り、保険料水準の統一を目指します。

さらに、県も保険者の立場で県民の健康づくりのための保健事業の取組を各市町村と協力してこれまで以上に推進していくことで、県民の疾病予防を進め、医療費の適正化を図っていきます。

第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 国保加入状況等

(1) 被保険者の状況

- ・被保険者数については、平成28～30年度で42,013人減少（減少率8.47%）しましたが、全国の減少率は8.66%であり、全国と比べると減少率は低いものの、平成25～27年度の減少率は5.76%であり、以前より減少率が增大しています。
- ・高齢化率（加入者に占める65歳以上の方の割合）は、平成30年度において、全国43.2%に対して、本県は46.8%で全国と比べて高くなっており、平成28～30年度で2.2%の増加となっています。
- ・1世帯当たりの被保険者数は、平成30年度において、全国1.56人/世帯に対して、本県は1.60人/世帯であり、全国と比べてやや高くなっています。
- ・国保加入割合は、平成30年度において、本県は23.4%で平成28年から1.8%減少していますが、全国の25.0%と比べてやや低くなっています。

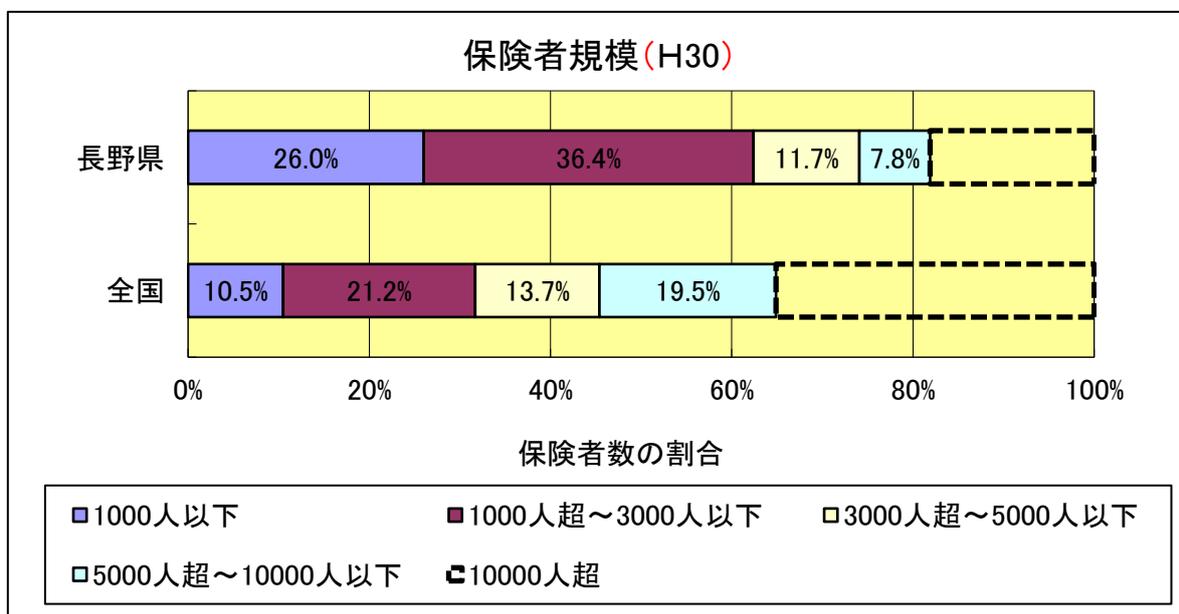
■国保被保険者加入状況等

	年度	被保険者数（人）			高齢化率	1世帯 当たり 被保険 者数	国保加 入割合
		総数	0～64歳	65～74歳			
長野県	H28	495,966	274,713	221,253	44.6%	1.65	25.2%
	H29	473,946	256,218	217,728	45.9%	1.63	24.2%
	H30	453,953	241,463	212,490	46.8%	1.60	23.4%
全国	H28	30,125,921	17,462,600	12,378,078	41.1%	1.61	26.6%
	H29	28,702,416	16,280,983	12,190,724	42.5%	1.58	25.9%
	H30	27,517,328	15,317,699	11,895,719	43.2%	1.56	25.0%

厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(2) 保険者の規模

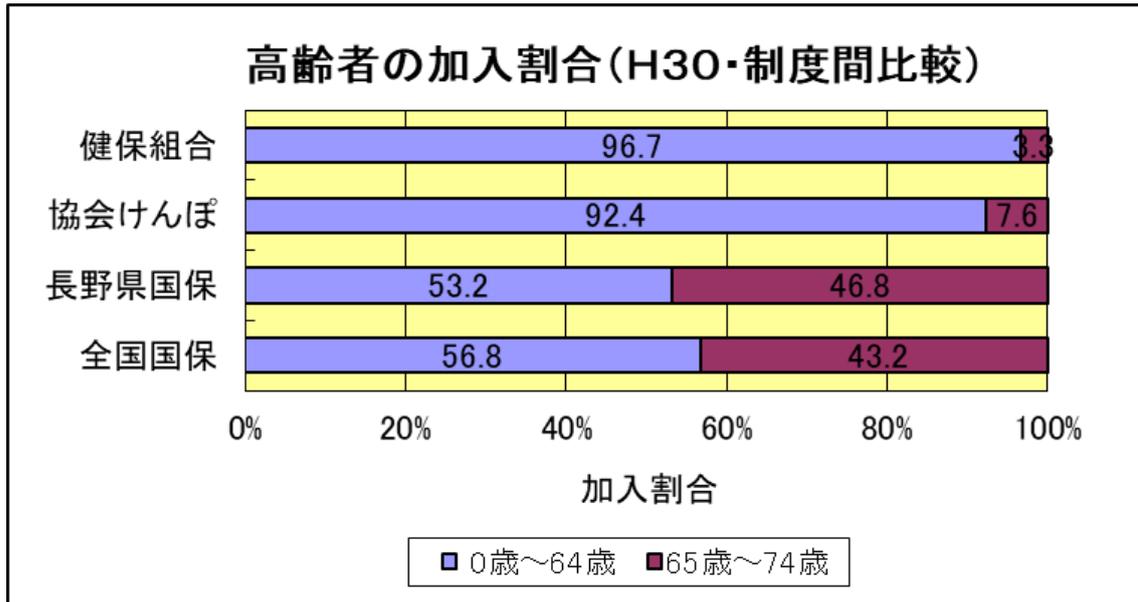
- 市町村別に被保険者数をみると、財政が不安定になるリスクの高い小規模保険者（被保険者数が3,000人未満の保険者）が多く、平成30年度において、77市町村中48市町村（62.4%）あります（付属資料P1）。全国では、31.2%であり、全国と比べて小規模保険者が大幅に多い状況です。



厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(3) 被用者保険との比較

- 他の医療保険制度と比較すると、被用者保険は高齢者の加入割合が10%未満であるのに対して、本県国保では47%にのびります（H30）。



厚生労働省「国民健康保険実態調査」「健康保険実態調査」

- ・また、他の医療保険制度と比べて、所得水準が低く、平成 29 年度において、本県の市町村国保の加入者一人当たり平均所得は、協会けんぽより 71 万円、組合健保より 138 万円低くなっています。

■保険別加入者一人当たり平均所得 (H29)

区分	市町村国保 (長野県)	市町村国保 (全国)	協会けんぽ	組合健保
加入者一人当たり平均所得	80 万円	86 万円	151 万円	218 万円

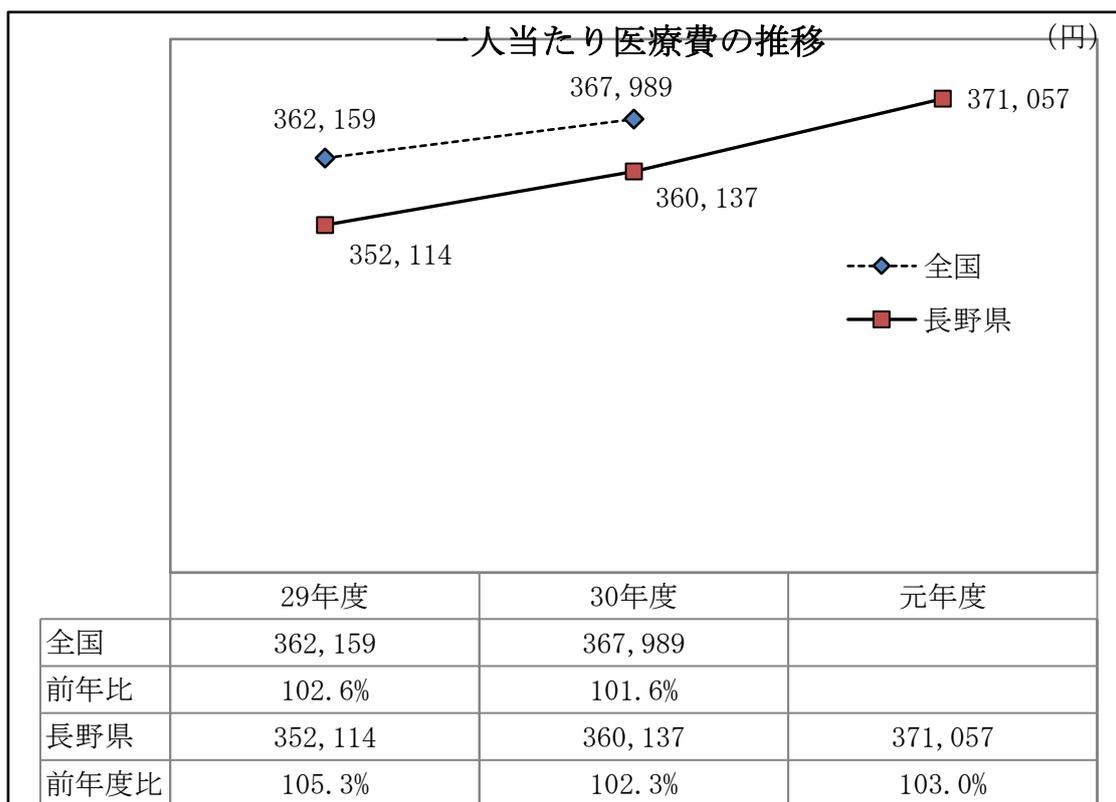
国民健康保険中央会資料、
厚生労働省「国民健康保険実態調査」

2 医療費の現状と見通し

(1) 医療費の現状

ア 一人当たり医療費

- ・本県の一人当たり医療費は、平成 30 年度においては 360,137 円、前年度から 2.3%伸びています。全国と比較して 7,852 円低くなっています。
- ・一人当たり医療費を市町村別にみると、多くの市町村で毎年上がっていますが、平成 30 年度においては、25 市町村で一人当たり医療費が低下しました。小規模市町村においては、高額医療費発生の有無が一人当たり医療費に大きく反映されるためと考えられます (付属資料 P3)。



厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 医療費の格差

- 一人当たり実績医療費の格差は県内で最大で2.5倍であり、全国で2番目に格差が大きくなっています (H30)。

■一人当たり医療費格差状況 (H30)

	最大	最小
市町村名	天龍村	川上村
一人当たり医療費	459,953 円	187,711 円
格差	2.5 倍	

長野県「国民健康保険事業状況」

- また、二次医療圏内での医療費格差は、最大が1.90倍 (佐久)、最小が1.13倍 (上田) となっています (H30) (付属資料 P3)。

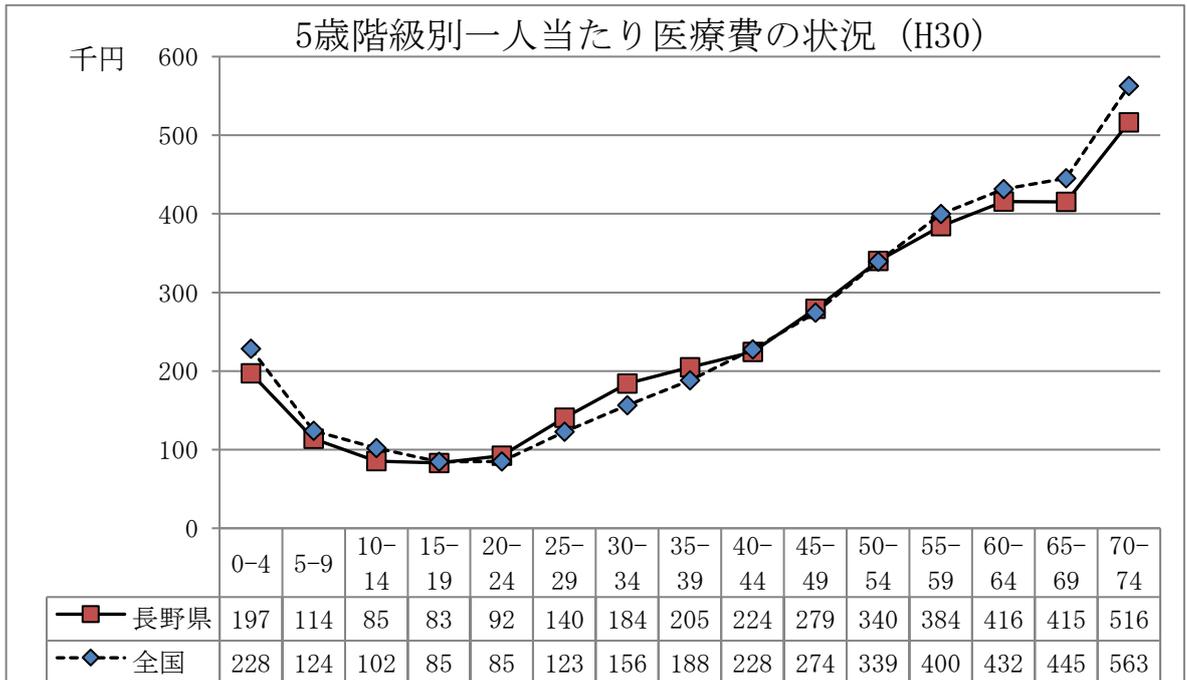
■一人当たり医療費二次医療圏別格差状況（H30）

二次医療圏名	最大	最小	格差	格差順位
佐久	356,793 円 (佐久市)	187,711 円 (川上村)	1.901 倍	1
上田	408,760 円 (青木村)	361,666 円 (東御市)	1.130 倍	10
諏訪	388,502 円 (下諏訪町)	284,122 円 (原村)	1.367 倍	6
上伊那	378,871 円 (辰野町)	322,832 円 (中川村)	1.174 倍	9
南信州	459,953 円 (天龍村)	256,534 円 (下條村)	1.793 倍	2
木曾	384,343 円 (大桑村)	312,399 円 (王滝村)	1.230 倍	7
松本	458,494 円 (筑北村)	274,814 円 (朝日村)	1.668 倍	3
北アルプス	380,364 円 (大町市)	243,647 円 (小谷村)	1.561 倍	4
長野	458,445 円 (小川村)	324,181 円 (小布施町)	1.414 倍	5
北信	383,695 円 (栄村)	324,217 円 (中野市)	1.183 倍	8

長野県「平成 30 年度国民健康保険事業状況」

ウ 年齢階層別一人当たり医療費（H30）

- ・本県で年齢階層別一人当たり医療費が、県全体の一人当たり医療費（360,137 円）を超えているのは、55 歳以上の年齢階層であり、高齢層の一人当たり医療費が高くなっています。
- ・本県は、20-39 歳及び 45-54 歳の一人当たり医療費が全国平均よりも高くなっています。特に、30-34 歳では全国平均を約 28,000 円上回っています。



厚生労働省「国民健康保険実態調査」「医療給付費実態調査」

エ 地域差指数

- ・地域差指数は、地域の一人当たり医療費について人口の年齢構成の相違による分を補正し、指数化（全国平均＝1）したものです。
- ・本県の地域差指数は0.944となっており、全国よりも低くなっていますが、近年上昇傾向にあります。
- ・また、診療種別の地域差指数は、入院は0.937、入院外＋調剤は0.956、歯科は0.883で全国よりも低くなっていますが、近年上昇傾向にあります。

■診療種別地域差指数(H29)

	合計	入院	入院外 ＋調剤	歯科
地域差指数	0.944	0.937	0.956	0.883
全国順位	41	37	42	36

厚生労働省「医療費の地域差分析」

- ・市町村別の地域差指数をみると、地域差指数の高い市町村では、入院の地域差指数が高い傾向があります。他方、地域差指数の低い市町村においては、入院・入院外のいずれか、またはその両方が低い傾向があります。
(付属資料 P5)
- ・全診療種別の合計の地域差指数が全国平均を上回る市町村数は、8市町村

です。

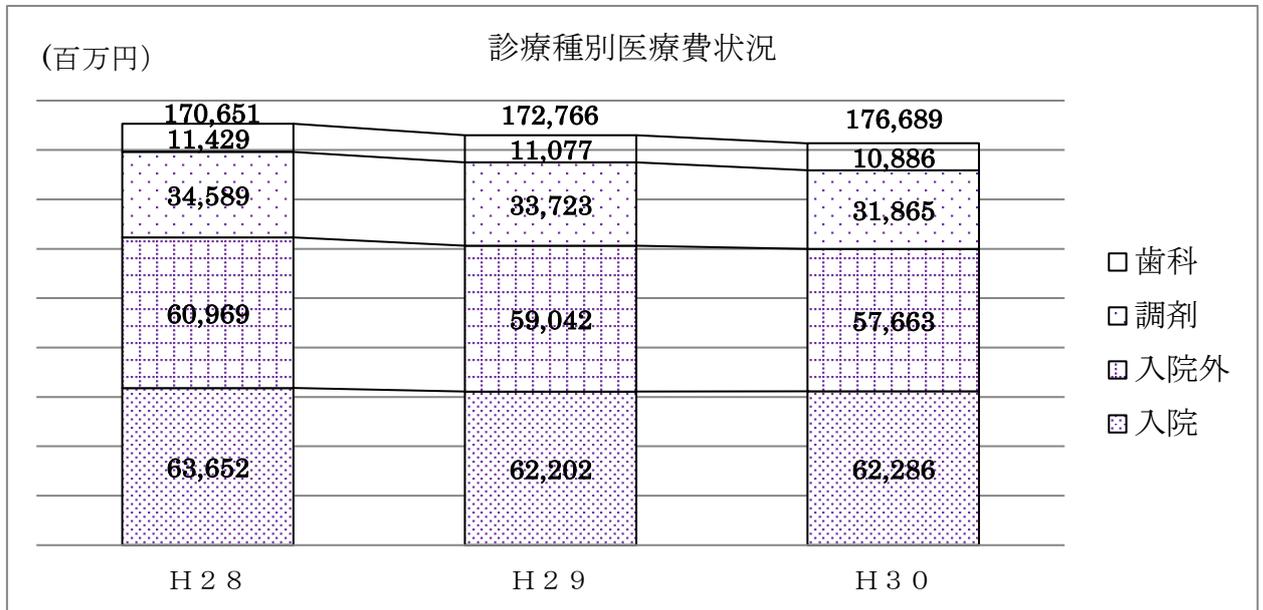
■地域差指数市町村別状況(H29)

	合計	入院	入院外 +調剤	歯科
全国平均 (= 1) を上回る市町村数	8 (1)	17 (1)	9 (2)	13

()内：人口 1,000 人未満の市町村
厚生労働省「医療費の地域差分析」

オ 診療種別医療費

- ・平成 30 年度の診療費に占める各診療種別医療費の割合は、入院 39.2%、入院外+調剤 53.8%、歯科 6.5%です。



長野県「国民健康保険事業状況」

カ 高額医療費の状況

- ・一人当たり高額医療費（80 万円超レセプトの 80 万円超部分）は、令和元年において 33,783 円でした。一人当たり医療費（371,057 円）に占める割合は 9.5%でした。

■一人当たり高額医療費状況

	一人当たり高額医療費 (円)	一人当たり医療費 に占める割合
H30	37,670	10.5%
R 元	33,783	9.1%
R2	34,029	—

国保連合会提供データ

- ・市町村別にみると、高額医療費の格差は3年平均で最大で3.3倍の格差がありました（付属資料P7）。
- ・また、特に小規模市町村において、高額医療費の乱高下が生じることがあります。

（2）医療費の将来推計

○医療費の推計方法

医療費＝①被保険者数×②一人当たり医療費 で算出しています。

①被保険者数の推計

推計対象年度における県人口推計値（5歳階級別）に平成30年度の国保加入率（5歳階級別）を乗じて算出しています。

なお、県人口推計値（5歳階級別）は過去5年実績値をもとに毎年度の数値を推計しています。

使用データ：厚生労働省「国民健康保険保実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳人口統計」

②一人当たり医療費の推計

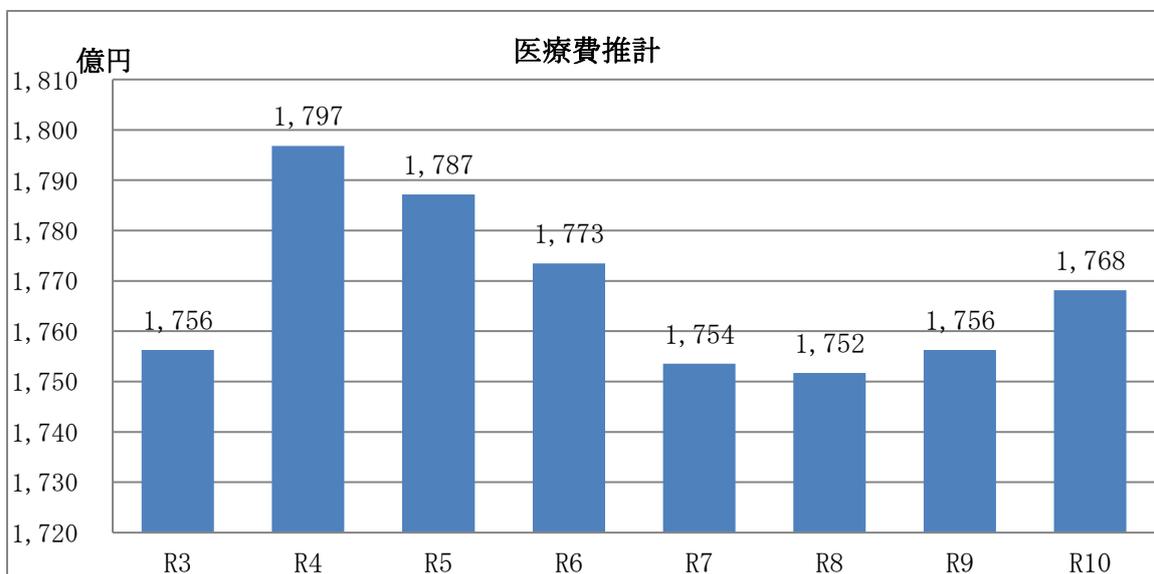
平成29年度の診療種別医療費実績値に推計対象年度の伸び率を乗じて算出しています。

伸び率は、平成24～28年度の診療種別医療費の伸び率の平均値に、人口変動率、診療報酬改定の影響、高齢化の影響等を勘案した伸び率を用いています。

※療養費等は除いている。

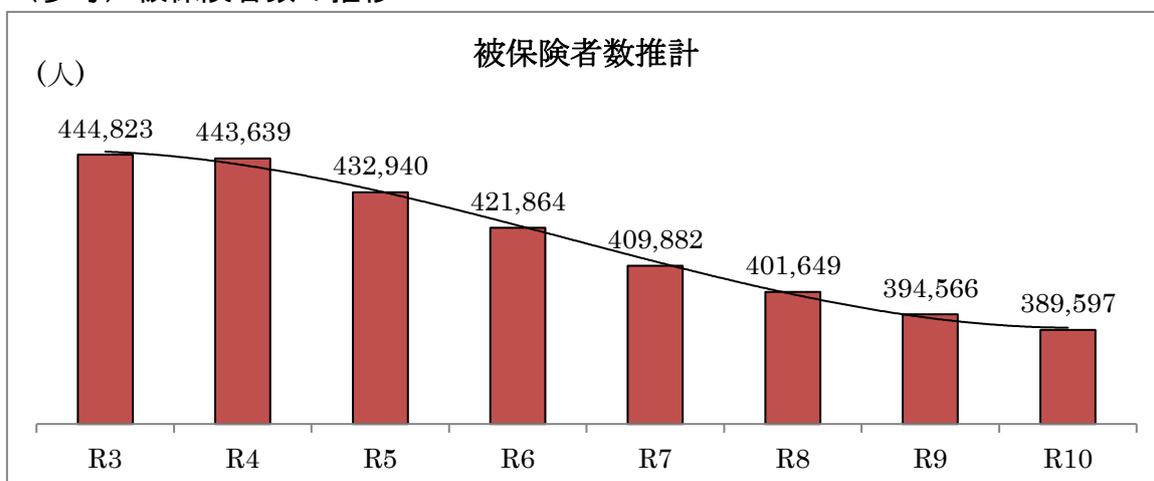
使用データ：厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「医療給付実態調査」、「国民健康保険実態調査」、長野県「国民健康保険事業状況」

- ・総医療費は令和4年度に一旦ピークを迎えますが、令和4年度から7年度にかけて、団塊の世代が後期高齢者に移行していくことから、被保険者数が大幅減となり、医療費総額も減少する見込みです。ただし、一人当たり医療費は年々増加する見込みで、次第に医療費総額も増加する見込みです。



年度	R3	R4	R5	R6
推計医療費	1,756 億 2,571 万円	1,796 億 8,071 万円	1,787 億 1,610 万円	1,773 億 4,823 万円
一人当たり医療費	394,821 円	405,015 円	412,796 円	420,392 円
年度	R7	R8	R9	R10
推計医療費	1,753 億 5,299 万円	1,751 億 7,311 万円	1,756 億 3,064 万円	1,768 億 1,290 万円
一人当たり医療費	427,813 円	436,135 円	445,124 円	453,835 円

(参考) 被保険者数の推移



(3) 今後に向けて

本県は、全国平均と比較して医療費は低い水準にありますが、さらなる高齢化や、医療の高度化等も予想される中で、一人当たりの医療費はますます増加する見込みです。

本方針においては、こうした現状や見通しを踏まえて、納付金制度により負担の平準化を進める(⇒第2)とともに、県、市町村で医療費適正化へのさらなる取組を行い(⇒第5)、国民健康保険制度の安定的な運営を目指します。

3 市町村国保財政

(1) 市町村国保財政の現状

ア 決算状況推移

- ・ 県内市町村国保全体の収入額は、令和元年度 2,106 億 1,150 万円、支出額は令和元年度 2,077 億 5,885 万円です。収支差引額は 28 億 5,265 万円で、平成 30 年度から 19 億 2,463 万円減少しました。
- ・ 保険料(税)収入は、平成 30 年度から 8 億 8,445 万円減少しました。
- ・ 法定外一般会計繰入金額は収入額の 0.6%と年々減少しています。
- ・ 基金保有額は、平成 30 年度から 1 億 8,191 万円減少しています。

■国保財政収支状況

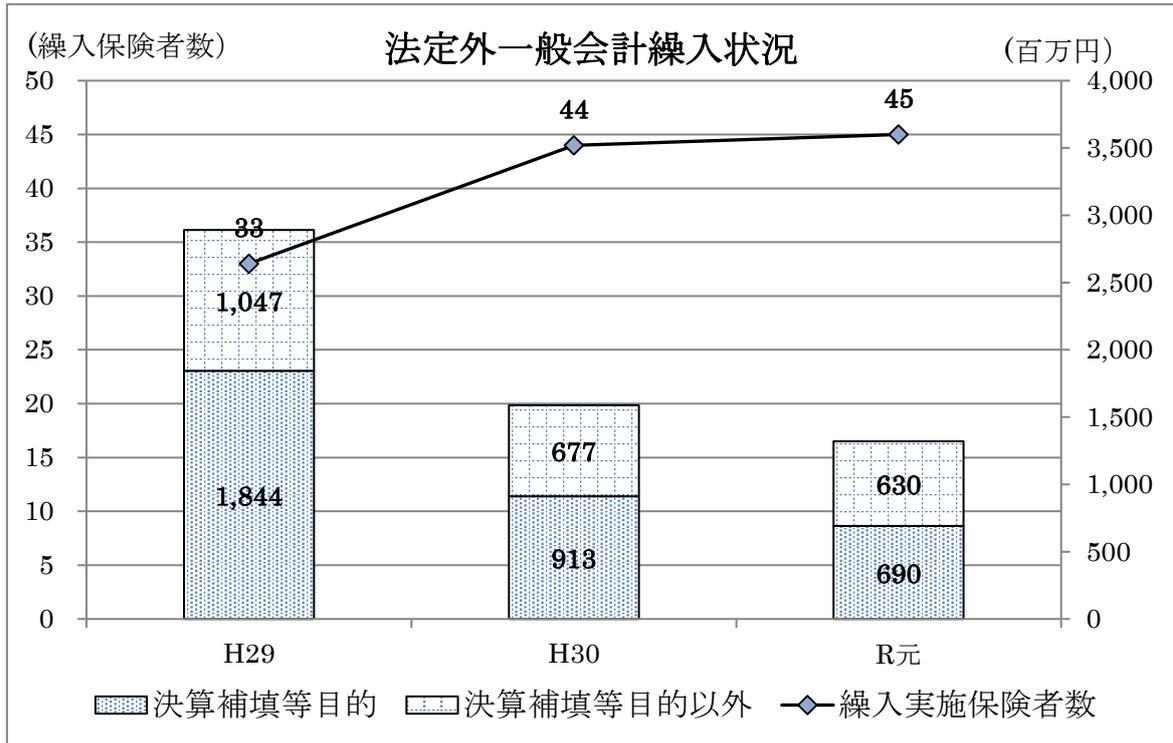
(千円)

	H30	R 元
収入 合計	214,254,057	210,611,501
国保料（税）	43,763,871	42,879,424
国庫支出金	918	83,647
県支出金	145,309,601	144,599,475
法定一般会計繰入金	13,808,745	13,743,359
法定外一般会計繰入金	1,589,287	1,320,223
基金等繰入金	533,014	1,366,712
繰越金	8,467,382	4,663,607
市町村債	99,000	0
その他	682,239	1,955,054
支出 合計	209,476,771	207,758,851
保険給付費	143,461,533	142,571,988
事業費納付金	55,547,354	57,521,230
医療給付費分	38,597,166	39,733,020
後期高齢者支援金等分	12,732,327	13,077,684
介護納付金分	4,217,859	4,710,526
保健事業費	2,500,886	2,454,769
基金等積立金	2,181,010	1,039,449
その他	5,785,988	4,171,415
収支差引額	4,777,286	2,852,651

厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 法定外繰入状況

- ・令和元年度、45 保険者が法定外一般会計繰入を実施し、その総額は 13 億 2,023 万円でした。前年度から、実施保険者は 1 保険者増加したものの、繰入額は約 2 億 6,900 万円減少しました。



「国民健康保険事業実施状況報告」

- ・繰入理由をみると、令和元年度において、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額が約6億9千万円、保健事業に充てる等の決算補填等目的以外の一般会計繰入額が、約6億3千万円でした。
- ・繰入額でみると、保険料（税）の負担緩和のための繰入が、約6億37百万円で繰入額の48.2%を占め、次いで保健事業に充てるための繰入が約3億4百万円で23.0%を占めました。
- ・繰入市町村数でみると、地方単独事業の医療給付費波及増等に対応するための繰入が38市町村、次いで保健事業費に充てるための繰入が18市町村でした。（付属資料P9）

■法定外一般会計繰入理由別繰入状況

		令和元年度		
		繰入額（円）	割合	繰入市町村数
決算補填等目的	保険料収納不足のため	0	0.0%	0
	医療費の増加	0	0.0%	0
	保険料（税）の負担緩和を図るため	636,842,794	48.2%	4
	任意給付に充てるため	53,510,038	4.1%	3
	累積赤字補填のため	0	0.0%	0
	公債費、借入金利息	0	0.0%	0
	小計	690,352,832	53.3%	7
決算補填等目的以外	保険料（税）の減免額に充てるため	0	0.0%	0
	地方単独事業の医療給付費波及増等	31,617,602	2.4%	38
	保健事業費に充てるため	303,861,149	23.0%	18
	直営診療施設に充てるため	0	0.0%	0
	基金積立	66,775,129	5.1%	2
	返済金	0	0.0%	0
	その他（後期高齢者健診受託分等）	227,616,000	17.2%	2
	小計	629,869,880	47.7%	45
合計		1,320,222,712	-	45

※1 理由別構成割合＝当該理由による繰入金額／法定外繰入金額合計

※2 小計、合計の繰入市町村数は、複数の理由により繰り入れている市町村があるため、各理由の繰入市町村数の計と一致しない。

※3 国民健康保険事業実施状況報告

ウ 前年度繰上充用

- ・前年度繰上充用は、会計年度経過後、その当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、当該年度に充てることをいいます。
- ・本県では、平成 26、27 年度に 1 市ずつ前年度繰上充用を行いました。前年度繰上充用金は解消しました。（付属資料 P11）

エ 所得状況

- ・市町村別にみると、所得格差が約 3.3 倍あります。（付属資料 P12）

(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方

国民健康保険事業実施のために必要な費用を、保険料（税）や保険者努力

支援制度交付金及び特別調整交付金等の個別公費等でまかない、財政収支が単年度において均衡していることが健全な財政といえます。赤字が発生することのないよう、市町村は適正に保険料（税）率を設定するよう留意します。また、県は大幅に黒字が発生させることがないよう適正に納付金を算定するよう留意します。

（3）赤字解消・削減の取組、目標年次等

ア 解消・削減すべき赤字

平成30年度から、市町村が解消・削減に取り組むべき「赤字」を、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」と「前年度繰上充用金の増加額（決算補填等目的のものに限る）」の合計額として、計画的・段階的な解消、削減を図っています。

イ 解消・削減の対象となる法定外一般会計繰入

法定外一般会計繰入のうち、削減・解消の対象として赤字に含まれるのは、決算補填等目的の法定外一般会計繰入です。決算補填等目的とは、以下の目的により法定外繰入を行なった場合をいいます。

- 保険料の収納不足のため
- 保険料の負担緩和を図るため
- 任意給付に充てるため
- 累積赤字補填のため
- 公債費、借入金利息

なお、上記のうち、「保険料収納不足のため」による繰入については、県に設置した財政安定化基金を活用することにより、法定外一般会計繰入の必要性は大幅に低下する見込みです。

ウ 赤字解消・削減のための取組

赤字である「決算補填等目的の法定外繰入」及び「前年度繰上充用金の増加額」が発生した市町村が、赤字発生 of 翌々年度にその解消が見込まれない場合は、赤字発生 of 要因分析、目標年次、赤字解消・削減のための具体的取組等を記載した「赤字解消計画」を策定し、計画的に赤字を解消・削減していくこととします。県は該当市町村と十分協議のうえ、赤字解消・削減の取組や目標年次等の設定について、着実な解消につながるよう指導・助言を行います。

赤字は、発生 of 翌年度に解消することが望ましいものですが、法定外繰入

については、保険料負担緩和のための繰入を行ってきた市町村が、ただちに繰入を行わないこととすると保険料が急激に上昇することとなります。このような市町村においては、それぞれの状況に応じて解消・削減の目標年次を定めた計画を策定します。赤字解消・削減のための具体的な取組としては以下のものが挙げられます。

- 保険料率の引き上げ
- 保健事業等の医療費適正化のための取組
- 保険料収納強化による収入の確保

前年度繰上充用については、発生の翌年度に解消することを基本とします。

(4) 財政安定化基金

ア 財政安定化基金の活用

県に設置する財政安定化基金は、県全体の給付増や、市町村での保険料収納不足による財源不足が生じた場合等に、一般会計からの財政補填を行う必要がないよう、県に対する貸付や市町村に対する貸付・交付に活用します。また、決算剰余金等の留保財源の積立金（特例基金に積み立てる場合に限る）等を財源とし、納付金の年度間平準等に活用します。

ここでは、市町村の保険料収納不足に対する交付について、交付要件、交付割合、市町村による交付補填のルールについての基本的な考え方を定めます。

イ 交付要件「特別な事情」

市町村の収納不足に対する交付は、市町村の収納意欲を削ぐことがないよう「特別な事情」があった場合に限定します。「特別な事情」とは、大規模災害、地域経済の破綻、又はこれらに類する事情とします。

ウ 交付額の割合

交付額の割合は市町村の保険料収納不足額の2分の1以内です。

エ 市町村による交付補填

市町村が負担すべき交付補填分については、交付を受けた当該市町村が補填します。

第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法

1 現状

ア 各市町村の保険料（税）算定方式

市町村の保険料（税）算定方式は、市町村ごとに条例で定めることとされています。

県内の大半の市町村では、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも4方式を採用していますが24市町において、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも3方式を採用しています。後期高齢者支援金分については、2市で2方式を採用しています（付属資料 P13）。

■算定方式別市町村数（R 元）

	医療分	後期高齢者等 支援金分	介護 納付金分	備考 (各方式の構成要素)
4方式	52	50	51	所得、固定資産、 被保険者数、世帯数
3方式	25	25	26	所得、被保険者数、世帯数
2方式	0	2	0	所得、被保険者数

「国民健康保険事業実施状況報告」

イ 市町村の応能・応益の賦課割合

- ・平成30年度の市町村の保険料（税）における県全体の応能割・応益割の賦課割合は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分のいずれにおいても、応能割による賦課割合が高く、医療分で応能：応益＝58.2：41.8となっています。
- ・所得割：資産割：均等割：平等割の割合は、平成30年度の医療分において、55.0：3.2：25.6：16.2となっています。
- ・市町村別にみると、応能割の割合が50%を超える市町村数は平成30年度の医療分で68となっており、応能割による賦課割合が高い傾向となっています（付属資料 P15）。

■県平均の応能・応益の賦課割合（H30）

		医療分		後期高齢者等支援金分		介護納付金分	
応能割		58.2%		58.3%		57.6%	
(所得割)	(資産割)	(55.0%)	(3.2%)	(55.4%)	(2.9%)	(55.6%)	(2.0%)
応益割		41.8%		41.7%		42.4%	
(均等割)	(平等割)	(25.6%)	(16.2%)	(26.9%)	(14.8%)	(25.0%)	(17.4%)

長野県「平成30年度 国民健康保険事業状況」

ウ 市町村の賦課限度額の設定状況

- 令和元年度の各市町村の賦課限度額は、77 市町村が法定の上限額である医療分 61 万円、後期高齢者支援金分 19 万円、介護納付金分 16 万円と同額です。

エ 保険料水準の格差

- 一人当たり保険料調定額の格差は、平成 30 年度において、最大 3.0 倍であり、全国で一番格差が大きくなっています（付属資料 P17）。

■一人当たり保険料調定額の格差状況（H30）

	最大	最小
市町村名	小布施町	大鹿村
一人当たり調定額	119,680 円	40,433 円
格差	3.0 倍	

長野県「国民健康保険事業状況」

2 納付金及び標準的な保険料の算定方法

（1）保険料水準の統一について

今後も少子高齢化や過疎化の進行による被保険者の減少が見込まれる中では、保険者である県と市町村で、中長期的に持続可能な運営を図るために、絶えず本県における国民健康保険制度の検証と改革が必要です。

具体的には、国保の持続可能性を高めるためには、保険給付と保険料の両側面に対し、県内市町村の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度の継続性を図ることが必要と認識しています。

『長野県における国民健康保険運営の中期的な改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）』（以下、「ロードマップ」という）に従い、統一を進めます。

（2）納付金の算定方法

ア 納付金制度について

平成 30 年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営を担っています。県は、保険給付費等を支払うために市町村から納付金を集めます。市町村は、納付金の支払等に充てるために保険料（税）を徴収します。

イ 納付金の配分

市町村ごとの納付金額は、県全体で当該年度において必要となる保険給付費等から公費等の収入を差し引いた額を、市町村ごとの応能のシェア（当該

市町村の所得が県全体の所得に占める割合)と応益のシェア(当該市町村の被保険者数が県全体の被保険者数占める割合)に応じて配分することによって算出します。

本県では、応益のシェアは被保険者数と世帯数により配分します。この配分は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分共通です。

ウ 応能分と応益分の割合

納付金総額に占める応能分と応益分の割合については、全国平均と比較した都道府県の所得水準によることが原則とされています。

本県では、原則通り、全国平均と比較した県の所得水準によって応能分と応益分の割合を設定します(所得係数 β を使用します)。

本県では、 β = およそ 0.95 であり、応能 : 応益の割合は、およそ 49 : 51 となります。この割合は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分それぞれ設定します。

エ 応益分における均等割と平等割の割合

前述の「イ 納付金の配分」に記載したように応益分を被保険者数と世帯数に応じて配分するため、被保険者数と世帯数の配分割合を設定する必要があります。

本県では、全市町村の保険料(税)賦課における均等割(被保険者割)と平等割(世帯割)の割合の過去3年間の平均値を用いることとします(令和3年 : 平成28~30年、令和4年 : 平成29年~令和元年、令和5年 : 平成30年~令和2年)。この割合は、医療分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分それぞれ設定します。

なお、この割合は市町村標準保険料率を算定する際に、各市町村の応能割賦課総額を均等割賦課総額と平等割賦課総額に按分する割合としても用います。

オ 医療費水準の反映

① α の設定

納付金(医療分)の算定においては、各市町村の医療費水準(年齢調整後の医療費指数)を反映させることができる仕組みとなっています(医療費指数反映係数 α による調整)。これにより、医療費がかかっている市町村は相応の負担とすることとなります。

現在の市町村単位の運営上の保険料水準は、各市町村の医療サービスの利用、疾病予防や健康づくりの取組等による医療費水準が反映されています。令和2年度の納付金算定においては、本県における市町村毎の

1人当たり医療費水準の格差は最大 2.3 倍と全国で最も大きい状況にあります。保険料の格差を縮小していくためには納付金算定において各市町村の医療費水準の反映度を引き下げていくことが必要です。しかし、ただちに各市町村の現在の医療費水準を反映しないこととすると、加入者の保険料負担の激変を生じさせる懸念があるほか、医療費適正化に取り組んできた市町村の理解を得ることは困難です。このため、当面の間、加入者の負担に大きな影響を生じさせないよう、また、医療費適正化の取組へのインセンティブを確保する観点から、各市町村の医療費水準を全て反映して納付金を算定します（ $\alpha = 1$ とします）。

② 高額医療費の共同負担

医療費水準を反映させる際、各市町村の年齢調整後の医療費指数の算定において、高額医療費部分を各市町村の実績医療費から差し引いて、県全体の高額医療費分を市町村の被保険者数に応じて配分しなおす調整（高額医療費の共同負担）を行うことが可能です。

本県では、特に小規模市町村での高額医療費の発生による納付金額上昇リスクを県全体に分散する観点から、80 万円超のレセプトの 80 万円超部分について、県全体で共同負担する調整を行うこととします。

【※ 年齢調整後の医療費指数】

年齢調整後の医療費指数は、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を示す指標です。市町村が県に納付する納付金は、本県では、医療費水準に応じた額とすることとしています。その医療費水準を表すのが年齢調整後の医療費指数です。

年齢調整後の医療費指数が 1 を下回る市町村が多く（69 市町村）、全国水準よりも医療費水準は低めの傾向であるといえます（付属資料 P19）。

カ 賦課限度額の設定

納付金の算定において、所得総額から賦課限度額を超過する部分を除くため、賦課限度額の設定が必要です。

本県では、政令の上限額と同額の賦課限度額を用いることとしています。

(3) 市町村標準保険料率

市町村が賦課する際の保険料率は、市町村ごとに条例で決定しますが、県は、国保法第 82 条の 3 により、県統一の標準的な保険料算定方式に基づく「市町村標準保険料率」を示しています。

市町村標準保険料率は、①各市町村のあるべき保険料率の見える化を図る、②各市町村が具体的に目指すべき値を示すという二つの役割を担うものです。

ア 標準的な保険料の算定方式

本県においては、多くの市町村において4方式を用いて算定していますが、国保被保険者の職業構成が自営業者中心であったものが、現在は年金生活者が多くを占めるようになり、必ずしも資産状況が被保険者の負担能力と直結しない傾向が強くなってきています。

そこで、本県では、市町村標準保険料率の算定方式として資産割を除いた3方式（所得割、均等割、平等割による算定）を用いることとします。

なお、応益分については、1世帯当たり被保険者数が多い世帯の保険料額が重くなりすぎないように、平等割も考慮します。

イ 標準的な収納率

各市町村が保険料で集めるべき額を標準的な収納率で割り戻した額を、市町村標準保険料率の算定の基礎として用います。

本県においては、市町村標準保険料率は、市町村ごとの収納率の過去3年間の平均値を用いて算定することとしています。（令和3年：平成28～30年、令和4年：平成29年～令和元年、令和5年：平成30年～令和2年）。

（4）各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率

県統一の標準的な保険料の算定方式は3方式としますが、県内市町村の多くは、4方式を採用しているため、県は市町村の現行の保険料（税）算定方式を踏まえ、各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率を示します。

（5）都道府県標準保険料率

県は、都道府県間の保険料負担の比較を行うことができるようにするため、全国共通の保険料算定方式（2方式）によって算出した都道府県標準保険料率を公表します。

3 激変緩和措置

県では、急激な保険料（税）上昇を抑制するために、市町村での保険料（税）算定の基礎となる納付金額が著しく高額とならないよう激変緩和措置を実施しています。具体的には、納付金算定において各市町村の一人当たり納付金額の毎年の増加率が平成28年度の納付金相当額と比べた一定の率（※）までとなるよう、県繰入金を充当し市町村の納付金額を抑制します。県に支払う

納付金を抑えることで、市町村が集めるべき保険料（税）総額が抑えられ、加入者の保険料（税）額が抑えられます。なお、保険料（税）の動向は県・市町村国保運営連携会議等において毎年度検証します。

措置期間は平成30年度から原則6年間とします。ただし、緩和対象額の状況等を勘案し、さらに4年間（計10年間）を目途として延長します。また、運営方針の改定の都度、措置期間の見直しを検討します。

	対象市町村数	充当額
H30	47	18億5千万円
R元	50	22億8千万円
R2	20	1億8千万円

【※ 一定の率】

急激な負担上昇への配慮から、一定の率は2%以内（自然増は除く）とします。なお、新制度初年度である平成30年度においては特に負担上昇に配慮する観点から、一定の率は0%とします。

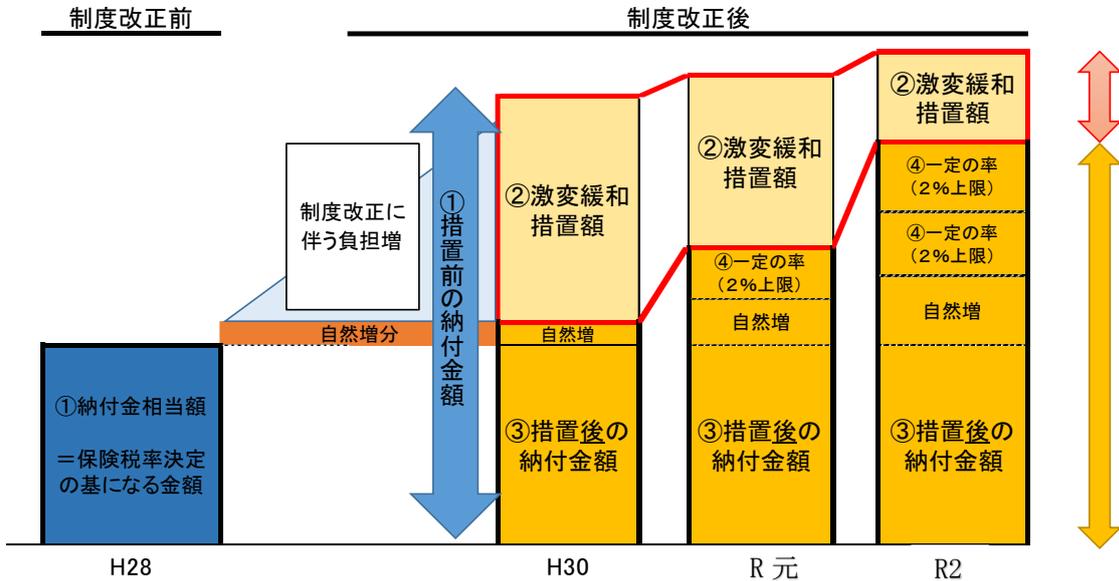
4 令和4年度、令和5年度の納付金算定方法の特例について

- ① ロードマップに従い、医療費水準の二次医療圏への統一に向けて令和4年度は医療費指数の1/6、令和5年度は2/6反映を行います。
- ② 令和2年1月国内で発生し、今なお影響のある新型コロナウイルス感染症による県内被保険者の所得減少に起因する賦課額の減少、収納率の低下等の問題について今後市町村と協議の上、対応していきます。

激変緩和のイメージ

制度改正前は、保険税総額を基に保険税率を決定
↓
制度改正後は、県からの納付金総額を基に保険税率を決定

【A市の場合】



- ①保険税率決定の基になる金額である制度改正前の納付金相当額が制度改正後の納付金額に増加
- ②激変緩和措置としてA市に公費を投入
- ③激変緩和措置により、保険税率決定の基礎となる金額が制度改正前の水準程度に減少
- ④激変緩和措置額は一定の率を積み増すことにより年々減少させる
(6年間で措置額が0円となるよう一定の率を設定するが、毎年度2%以内。
上限を設けることにより6年経過しても措置額が0円とならない市町村がある場合に措置期間延長。)

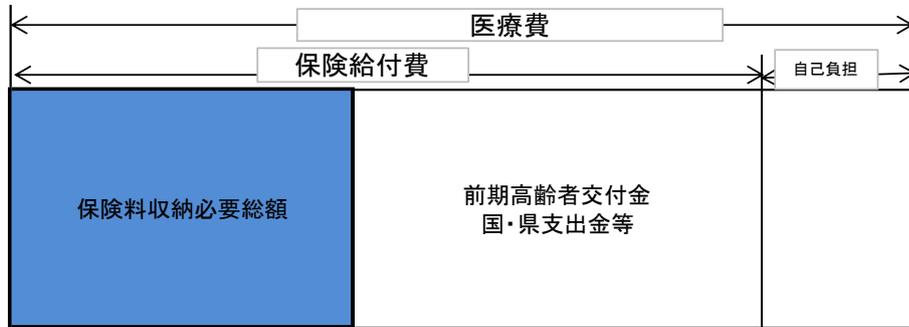
5 納付金負担が大幅に減少する場合の措置

市町村の納付金負担がこれまでの状況と比較し大幅に減少する場合の納付金額の下限値を設定します。下限値の具体的な数値は医療費適正化のインセンティブを損なわないよう、県内で最も低い医療費指数と県平均の医療費指数の割合による値とします。

参考

納付金・市町村標準保険料率算定の流れ（イメージ）

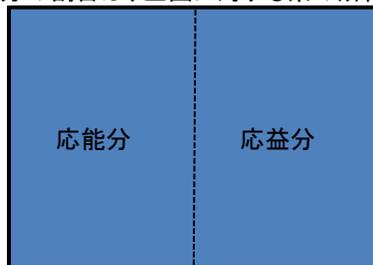
- 1 県が納付金として集めるべき総額（保険料収納必要総額）を算定します。
 県全体で必要となる保険給付費等の見込額から、国・県による公費等の収入を差し引いて算定します。



- 2 納付金として集めるべき総額（保険料収納必要総額）を各市町村に按分します。

- ① 保険料収納必要総額を、応能分と応益分に按分します。

按分の割合は、全国に対する県の所得水準により決定します（長野県は応能：応益＝49：51）。



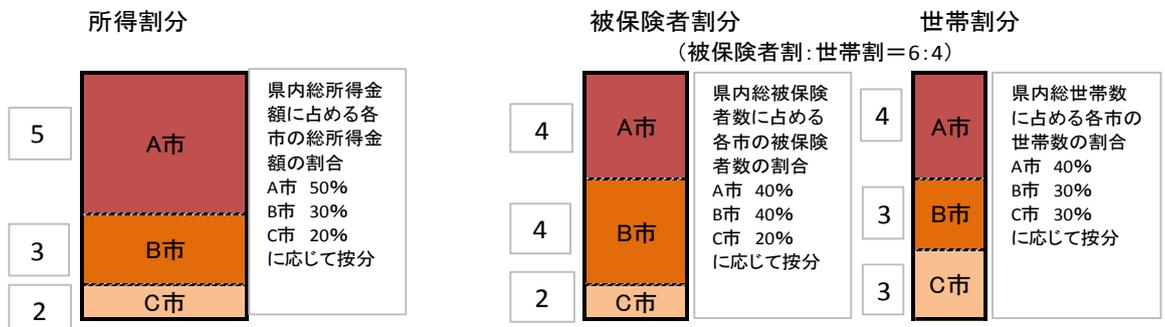
※ 納付金算定に用いる所得は、県統一の賦課限度額を超過する所得を算定の基礎から除きます。県統一の賦課限度額は、政令の上限額と同額です。

- ② 応能分は市町村の所得のシェアに応じて各市町村に配分します。

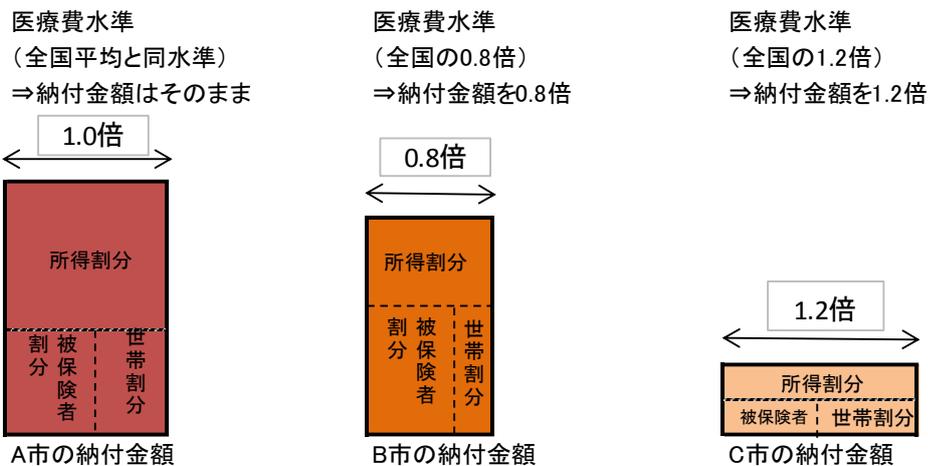
応益分は、市町村の被保険者割分と世帯割分に按分します。（長野県は被保険者割：世帯割＝6：4）

被保険者割分は、市町村の被保険者のシェアに応じて各市町村に配分します。

世帯割分は、市町村の世帯のシェアに応じて各市町村に配分します。

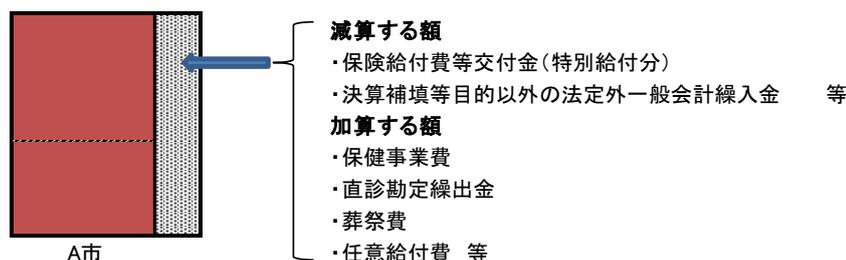


- ③ 応能分(所得割分)と応益分(被保険者割分、世帯割分)の合計を、各市町村の医療費水準に応じて増減調整します。



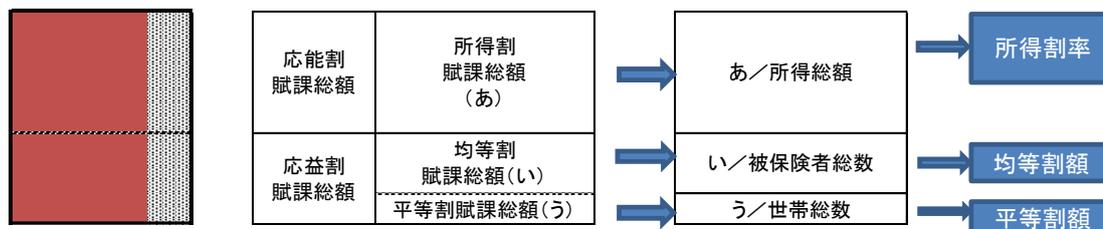
※ 医療費水準による調整により、保険料収納必要総額と各市町村の納付金額の計が一致しない場合には、全市町村均一の調整係数を乗じることにより一致するよう調整します。

- 3 市町村ごと交付される公費を減算し、また、市町村ごとにかかる経費(保健事業費等)を加算し、市町村が保険料により集めるべき額(標準保険料率の算定に必要な保険料総額)を算定します。



※ 市町村の保険料収納率の見込を乗じ、保険料収納不足にならないよう調整します。
保険料収納率の見込(標準的な収納率)は、市町村ごとの保険料収納率の実績に応じて設定します。

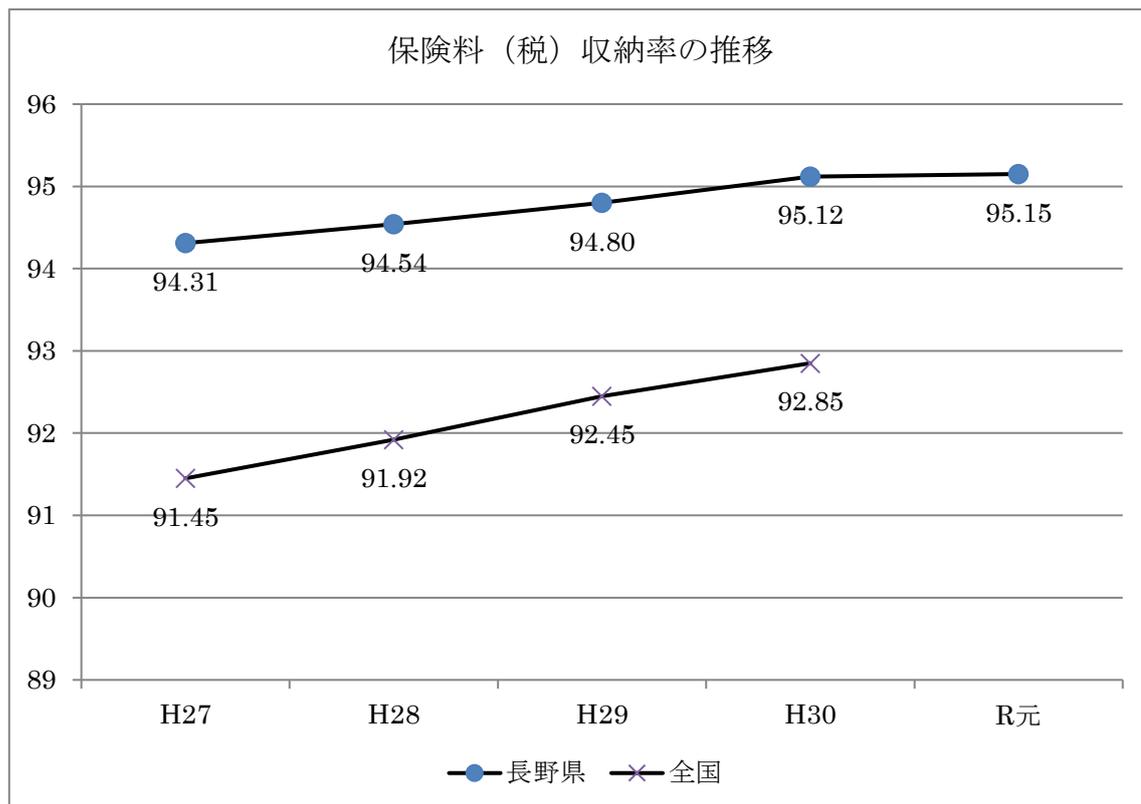
- 4 市町村が保険料により集めるべき額を、市町村の所得水準に応じて、応能割賦課総額と応益割賦課総額に按分します。県統一の保険料算定方式(3方式)により、市町村標準保険料率を算出するため、応益分を均等割分と平等割分に按分します。均等割と平等割の按分割合は、県全体の実績の平均を用います(およそ6:4)。
所得割賦課総額、均等割賦課総額、平等割賦課総額をそれぞれ各市町村の所得総額、被保険者総数、世帯総数で割り、保険料率(額)が算出されます。



第4 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施

1 現状

- ・ 県内市町村の保険料（税）収納率の平均は、令和元年度は 95.15%であり、平成 30 年度では 95.12%で、全国平均（92.85%）より 2.27%高く、全国 5 位です。
- ・ 保険料（税）収納率は上昇傾向にありますが、元々の収納率が高いため、近年は伸び率が鈍化しています。



※収納率は一般被保険者現年度分 厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 市町村別保険料（税）収納率推移（付属資料 P20）

- ・ 令和元年度において、保険料（税）収納率が 100%の市町村が 5 保険者あります。
- ・ 平成 29 年度から令和元年度にかけて保険料（税）収納率が低下した市町村は 30 保険者です。
- ・ 保険者規模別にみると、保険者規模が大きくなるにつれて、保険料（税）収納率が低下する傾向がありますが、規模が大きい保険者でも、高い収納率の保険者があります。

ウ 保険料（税）の収納状況

- ・令和元年度に期限内納付の割合が 92.4%で、全国平均より 1.8%高くなっています。
- ・本県は、口座振替、特別徴収による収納額が全国平均より多いため、収納率も全国平均より高くなっていると考えられます。
- ・期限後納付において、訪問徴収による割合、額とも減少しています。
- ・市町村別の口座振替率は、40%台～90%台まで、市町村によって大きく差があります。保険料（税）収納率の高い市町村で、口座振替率が高い傾向があります。（付属資料 P22）。

■ 納付方法別収納状況

（額：百万円）

区分		期限内					期限後			合計
		口座振替	自主納付	特別徴収 (年金天引き)	納付組織	小計	訪問	その他	小計	
H29	世帯数	166,536	74,920	58,238	60	299,754				299,754
	収納額	26,996	8,223	4,970	6	40,195	282	2,830	3,112	43,307
	収納額 構成比 (%)	62.3	19.0	11.5	0.0	92.8	0.7	6.5	7.2	
H30	世帯数	164,260	70,407	57,353	46	292,066				292,066
	収納額	25,660	8,246	4,967	5	38,878	231	2,727	2,958	41,836
	収納額 構成比 (%)	61.3	19.7	11.9	0.0	92.9	0.6	6.5	7.1	
R元 (全国)	世帯数	162,007	73,045	60,552	36	295,640				295,640
	収納額	25,055	8,045	4,935	5	38,040	146	2,943	3,089	41,130
	収納額 構成比 (%)	60.9 (48.8)	19.6 (32.3)	12.0 (8.9)	0.0 (0.6)	92.4 (90.6)	0.4 (-)	7.1 (-)	7.5 (9.4)	

「国民健康保険実施状況報告」

エ 保険料（税）の滞納状況

- ・滞納世帯の割合は、10%前後です。
- ・保険料（税）滞納額は、年々減少しており、平成 27 年度には 100 億円を下回

りました。

■保険料（税）滞納状況

	①世帯数	②滞納世帯数	③滞納世帯率	④保険料（税） 滞納額 （百万円）
H28	299,722 (19,596,284)	35,849 (3,112,195)	12.0% (15.9%)	8,694
H29	291,085 (18,901,729)	33,094 (2,892,929)	11.4% (15.3%)	7,974
H30	283,386 (18,376,762)	27,343 (2,671,058)	9.6% (14.5%)	7,246

()内:全国数値
長野県調査

2 目標収納率

本県は、全国平均と比較して保険料（税）収納率が高い状況にありますが、国保財源の確保を図るため、さらなる向上を目指し、市町村目標収納率を設定します。

目標収納率は、保険者規模に応じた目指すべき収納率の水準として、県内市町村保険者の保険者規模（一般被保険者数）別に設定します。

ア 設定方法

基準年度（※）の規模別平均収納率＋基準年度の前2年度分の規模別平均収納率の伸び率により設定します。

令和3年度より、被保険者数の減少に合わせた収納率とするため、保険者規模区分に「3万人以上5万人未満」を新設しました。

（※）基準年度は、目標設定年度の2年度前とします。

イ 保険者規模別目標収納率一覧表（令和3年度の設定例）

保険者規模	3千人未満	3千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上
保険者数	48	9	6	11	2	1
目標 収納率	97.83%	96.67%	96.35%	96.24%	93.82%	92.29%

3 収納強化の取組

市町村は上記の目標収納率を目安にさらなる保険料（税）収納率の向上に向けて収納強化に取り組みます。

県は市町村の収納強化のために必要な助言等を行います。特に下記の点について重点的な強化を図ることとします。

(1) 口座振替の促進

保険料（税）収納方法別の収納率をみると、口座振替 95.59%、自主納付 60.64%となっています（R 元）。

自主納付から口座振替への切り替えを促進し、収納率の向上を図ります。

(2) 現年度分の収納強化

現年度分の確実な徴収により、滞納繰越の発生を未然に防ぐ観点から、現年度分の収納強化を図ります。

また、保険料（税）のうち、納期内に納付された額が全体の約 88%を占めていますが、納期後納付も一定程度あります。納期内の納付率を高めていくとともに、納期を過ぎた世帯に対しては、積極的な訪問実施等により納期後納付の収納強化を図ります。

(3) 滞納対策

ア 滞納者との接触の機会の確保

滞納者に対する直接面談、短期被保険者証の交付等により納付相談の機会を確保し、滞納者の状況把握に努め、個別の事情に応じた納付の促進に取り組めます。

イ 差押え等の滞納処分の実施

悪質滞納者に対しては、負担の公平の観点から、差押え等の滞納処分を積極的に実施します。

ウ 収納対策の共同実施

市町村は、長野県及び長野県内の全市町村を構成員とする広域連合『長野県地方税滞納整理機構』に委託し、国保税を含めた地方税の大口・徴収が困難な滞納事案の滞納整理を進めるとともに、徴収業務の研修への参加や各種相談を行います。

【滞納整理機構による滞納処分の流れ】

- ① 構成団体（県及び市町村）は、各々の選定要件に応じた滞納整理困難案件を選定し、機構に移管する。
- ② 機構は徹底した財産調査を行い、その結果により以下の処理を行う。
 - ア 財産がある場合は、滞納処分の上、徴収・換価を行い、該当の構成団体に払い出す。
 - イ 財産がない場合は、意見を付して該当の構成団体に返還し、執行停止後に不納欠損とする。

第5 市町村における保険給付の適正な実施

1 現状

ア レセプト点検実施状況

- ・レセプト点検の財政効果額とは、点検前の被保険者一人当たり診療報酬額に対する、レセプト点検を契機として判明した過誤調整額と返納金調定額の割合です。
- ・一人当たり財政効果額は、年々増加しており、令和元年度は1,727円でした。
- ・本県のレセプト内容点検による一人当たり財政効果額は256円です。

■レセプト点検一人当たり財政効果額

	被保険者一人当たり財政効果額	
		うち内容点検
H29	1,579円	198円
H30	1,729円	216円
R元	1,727円	256円

「国民健康保険事業実施状況報告」

- ・県内市町村の全市町村が、レセプト点検を実施しており、実施形態としては、市町村職員による実施（自庁点検）、国保連合会への委託、民間業者への委託があります。

■レセプト点検実施状況（R元）

実施形態	市町村数
自庁点検	64
国保連合会への委託	66
業者への委託	3

「国民健康保険事業実施状況報告」

※国保連合会へ委託し、かつ自庁点検も実施している市町村があるため、市町村数計が 77 を超えている。

イ 柔道整復師療養費の患者調査実施市町村数

- ・柔道整復師療養費については、給付の適正な実施を図るよう、国通知により示されています（平成 24 年 3 月 12 日付け厚生労働省保険局医療課長他通知参照）。その中で、柔道整復師の療養費について、多部位・長期又は頻度が高い受診の疑いのあるものについて、患者調査に努めるよう示されています。
- ・本県では、令和元年度において、30 市町村が患者調査を実施しました。

■患者調査実施市町村数

	実施市町村数
H29	27
H30	27
R 元	30

「国民健康保険事業実施状況報告」

ウ 第三者求償の取組状況

○第三者行為求償にかかる取組状況(R 元)

- ・損害保険関係団体との覚書締結、国保連合会への求償事務の委託は、全市町村が行っています。
- ・求償事務に係る数値目標の設定は、53 市町村が行っています。

○第三者行為求償にかかる調定状況(R 元)

- ・交通事故に係る求償額は、7,976 万円、交通事故以外に係る求償額は 732 万円です。
- ・第三者に対する直接求償額は、交通事故・交通事故以外合計 201 万円です。

■ 第三者行為求償調定状況

区分		調定件数	調定額（千円）	
交通事故	自動車 原付 ・ 自転車	自動車賠償責任保険	70	16,997
		任意保険	89	52,155
		第三者直接求償	11	8,665
	個人賠償責任保険（自転車）		2	27
	第三者直接求償（自転車）		2	1,922
	交通事故 小計		174	79,766
交通事故以外	業務上傷病		0	0
	公害健康被害		0	0
	個人賠償責任保険等（自転車事故以外）		2	7,237
	第三者直接求償		3	89
	交通事故以外 小計		5	7,326
合計		184	87,092	

「国民健康保険事業実施状況報告」

エ 不当利得・不正利得返還金調定状況

・不当利得・不正利得の返還金について、件数は近年多少増加傾向にあります。

■ 不当利得・不正利得返還金調定状況

	件数	返還金調定額（千円）
H29	5,599	103,880
H30	4,122	132,350
R 元	4,214	195,876

「国民健康保険事業実施状況報告」

2 県による保険給付の点検、不正利得の回収

(1) 保険給付の点検

県による保険給付の点検が実施可能となったことから（改正国保法第 75 条の 3）、令和元年度から県内市町村間を異動した被保険者に係る異動前後のレセプトの縦覧点検等を開始し、保険給付の適正化を図っています。

(2) 大規模な不正利得返還金の回収

保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、市町村の委託を受けて、県が不正請求に係る費用返還を求められます（改正国保法第 65

条4項)。

県は、平成31年3月から、病院の不正利得返還金のうち、返還先が複数の市町村に及ぶ案件で一定の要件に該当するものについて、市町村からの委託を受け不正利得返還金の回収を行っています。

3 療養費の支給の適正化

柔道整復師の施術の療養費については、給付の適正化に向けて、多部位、長期又は受診頻度が高い被保険者等について、患者調査に努めるよう国から示されています。本県においても、患者調査の実施及び被保険者に対する支給対象範囲の周知・広報を推進します。

あん摩マッサージ・はり・灸の療養費の支給の適正化については、国において受領委任制度が整備されたことを受け、県内市町村では平成31年4月から令和元年6月にかけて受領委任制度を開始しました。

4 レセプト点検の充実強化

レセプト点検については、これまでも医療給付専門指導員による市町村助言、レセプト点検集団指導等行ってきました。県は、今後も引き続きこうした支援を実施します。

市町村は、助言、指導等を活用しながら、給付点検のスキルアップに努めるとともに、特に資格確認による過誤調整・返還請求等の事務を確実に実施します。

5 第三者求償の推進

第三者行為にかかる保険給付の求償事務について、市町村の求償事務の強化に向けた取組を推進します。

○第三者行為による保険事故の発生を早期に発見するための取組

- ・被害届の確実な届出の励行
- ・レセプト点検等により第三者行為の疑いのあるものについて被保険者へ照会
- ・新聞やニュースを活用した交通事故等の把握
- ・消防署等他機関との連携
- ・損害保険関係団体との覚書の活用

○PDCAサイクルの実施による求償の取組強化

第三者求償事務の数値目標を設定する等によるPDCAサイクルの実施
(数値目標例)

- ・受診日又は事故日から被害届の受理日までの平均日数

- ・ 求償分の収納率

6 保険者間調整

国保保険者間及び国保保険者と一部被用者保険者間において、国保連合会を通じて過誤の調整を行う仕組みが設けられました。

今後は、こうした保険者間調整の仕組みも活用しながら、特に、被用者保険との保険者間調整についての活用を図り、返還金の回収に努めます。

7 高額療養費の多数回該当の取扱い

都道府県単位化に伴い、給付機会の拡大が図られ、都道府県内市町村間の転居の場合に高額療養費の多数回該当の該当回数が継続されることとなりました。

高額療養費の多数回該当の該当回数継続の基準である「世帯の継続性」については、高額療養費が世帯単位で家計の負担を図る目的としたものであることから、世帯を主宰する世帯主に着目した以下の基準とします。

ただし、基準によっても判定が困難な具体的な事例については、県と市町村で協議の上判定を行い、判定結果を全市町村で共有することにより、判定を統一的に行います。

(基準Ⅰ)

単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。一の世帯で完結する住所異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

※擬制世帯主の異動は、世帯の継続性の判定対象に含めずに考えている。

- 1 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の国保被保険者数が変わらない場合の住所異動。具体的には、転入及び世帯主の変更を想定。
- 2 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保被保険者の増加又は減少を伴う場合の住所異動。具体的には、出生、社会保険離脱及び生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入及び生活保護開始等による資格喪失を想定。

(基準Ⅱ)

世帯分離、世帯合併等による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保被保険者数の増加及び他の世帯への異動による国保被保険者数の減少をいう。）の場合には、異動後の世帯主が異動前に主宰していた世帯との継続性を認める。

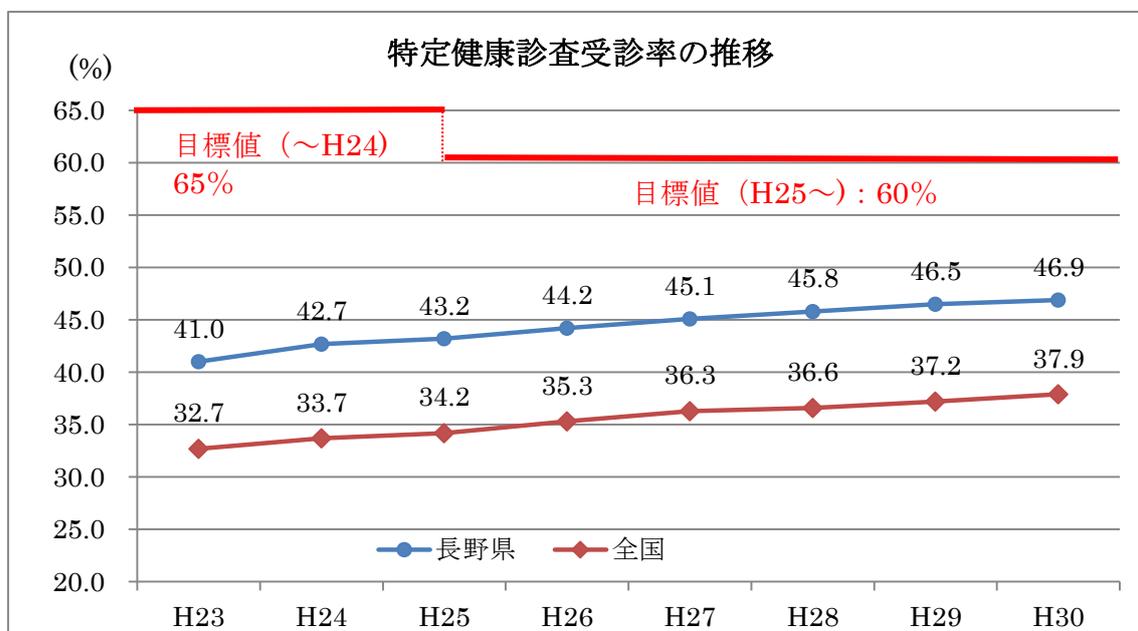
なお、同一市町村内における転居においても、上記基準を用いることとします。

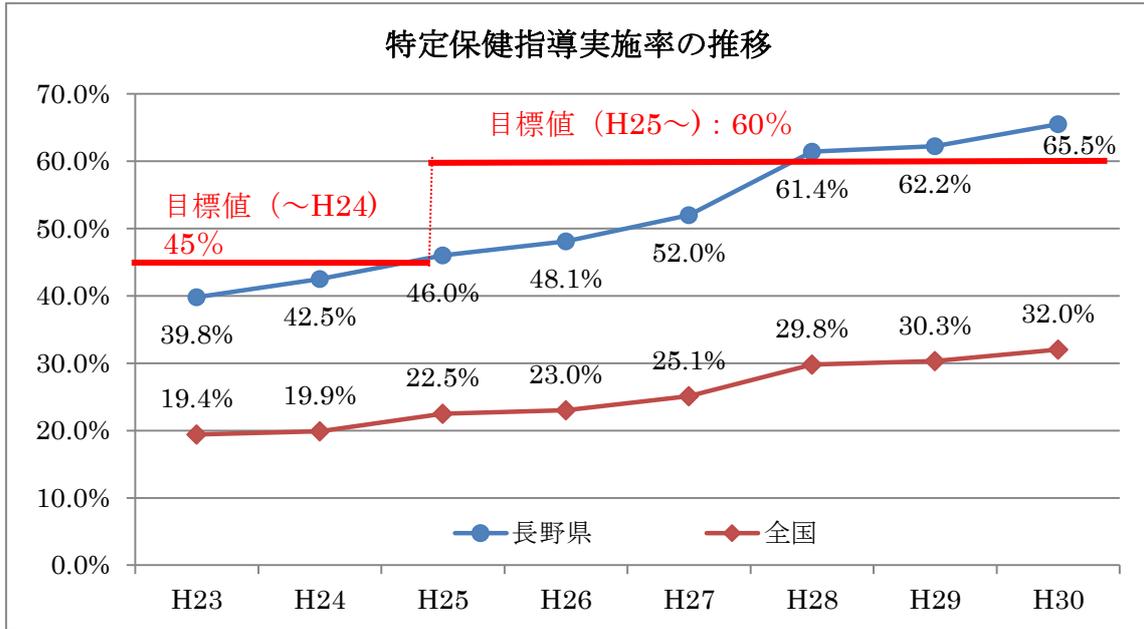
第6 医療費適正化の取組

1 現状

ア 特定健康診査受診率・保健指導実施率の推移

- ・本県は、平成30年度において、特定健康診査受診率は46.9%で、全国平均より9.0%高く、特定保健指導実施率は65.5%で、全国平均より33.5%高くなっています。
- ・特定健康診査受診率は全国3位、特定保健指導実施率は全国4位でした(H30)。
- ・市町村別にみると、平成30年度において、第3期特定健康診査等実施計画期間(H30～R5)における特定健康診査受診率の全国目標値(60%)を達成しているのは16市町村、特定保健指導実施率の全国目標値(60%)を達成しているのは49市町村でした(付属資料P23)。

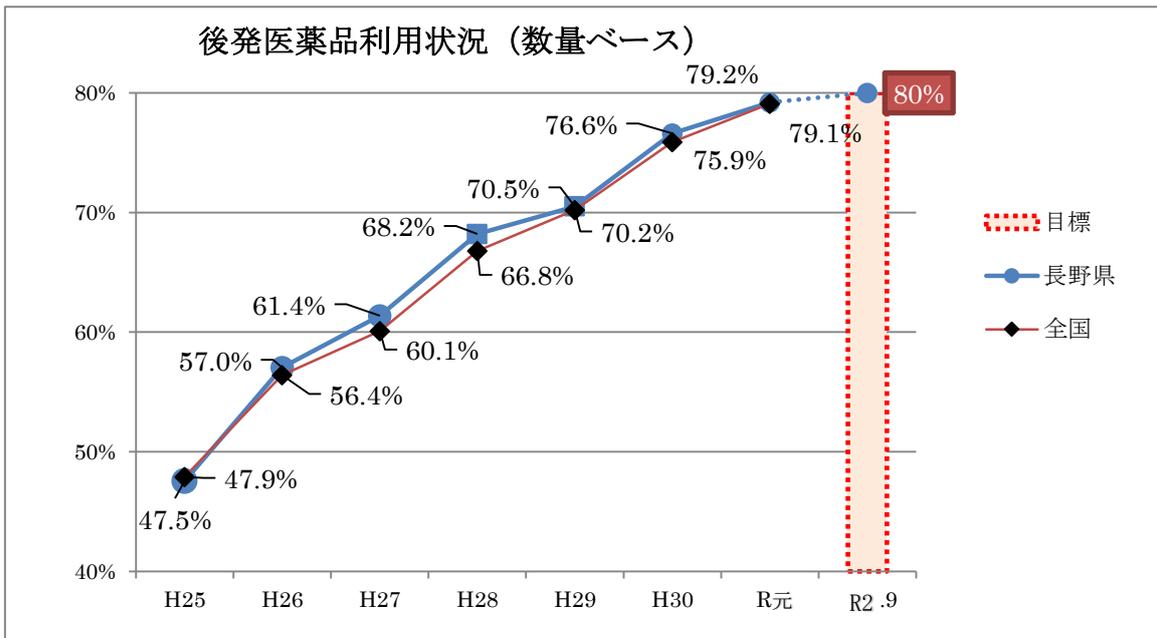




国民健康保険中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況 報告書」

イ 後発医薬品使用状況（数量ベース）

- ・本県国保のジェネリック医薬品の使用割合は、平成 26 年度に全国平均（全保険者）を超え、令和元年度の後発医薬品使用割合は、79.2%でした。
- ・国が平成 27 年度に示した使用割合の目標値は、令和 2 年 9 月までに 80%とされています。



国保連合会提供データ

ウ 医療費通知・後発医薬品差額通知実施状況

- 平成 30 年度において、医療費通知を実施している市町村は 75 市町村、後発医薬品差額通知を実施している市町村数は 74 市町村でした。

■医療費通知・後発医薬品差額通知実施市町村数

	医療費通知	後発医薬品差額通知
H28	70	74
H29	71	74
H30	75	74

国保連合会提供データ

エ 糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

- 令和元年度において、糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している市町村数は 73 市町村でした。
- 令和元年度からは、小規模市町村に糖尿病性腎症重症化予防アドバイザーを派遣し、市町村の取組を支援しています。

■糖尿病等の重症化予防取組実施市町村数

	実施市町村数
H29	57
H30	73
R 元	73

保険者努力支援制度

オ データヘルス計画策定状況

- データヘルス計画は、平成 26 年度から市町村による策定が進められています。県内市町村では、令和元年度時点で 76 市町村が策定しています。

2 適正化に向けた取組

平成 30 年度から、国による保険者努力支援制度が施行されました。保険者努力支援制度は、保険者（都道府県及び市町村）の医療費適正化に向けた取組等に対する支援のため、一定の評価指標を達成した保険者に対して交付金が交付される仕組みです。同制度は令和 2 年度に抜本的な強化が実施されました。

保険者努力支援制度の評価指標の達成を目指すことで医療費の伸びを抑制するとともに、交付される交付金を活用して、保険料（税）の抑制にもつなげます。

なお、保険者努力支援制度交付金についてはロードマップに従い、保険料水準

統一に向けて、県の関与を高め、特に交付金の少ない市町村の底上げ支援を図っていきます。

定年退職すると被用者保険から国保に移ることが多いため、県では協会けんぽと連携した将来的な国保被保険者の疾病予防や健康づくり等の保健事業を実施し、継続した健康づくり支援体制の構築を目指すともに、県庁及び保健所に国保ヘルスアップ支援員を配置して、KDBデータの分析・提供等により、市町村の保健事業を支援しており、令和3年度よりこれらの取組を更に強化します。さらに市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及び糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進します。

また、県が保険者になったことを踏まえ、県としての保健事業や、県と市町村が共有できる医療費適正化に向けた取組の方針を定めます。

なお、ロードマップに従い、保険料水準統一に向けて市町村ごとに課題が異なる事業費の計上の標準化の検討、人間ドック補助金等の統一を進めます。

(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための取組

本県は、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率が全国平均よりも高くなっていますが、全国目標値である特定健康診査60%、特定保健指導60%を目標としてさらなる向上を図ります。

県は、他市町村の効果的な取組の情報提供等、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた支援を行います。

(2) 後発医薬品の使用促進

後発医薬品差額通知の実施、後発医薬品希望カード・シールの配布等による被保険者への周知啓発事業を行い、後発医薬品の使用促進を図ります。

また、県は、ジェネリック医薬品使用促進連絡会を通じて、後発医薬品の周知啓発等による使用促進を図ります。

(3) 重複頻回受診・多剤投薬の適正化

市町村は、国保連合会から提供される、重複頻回受診疑いリスト等を活用し、適正受診指導に向けた訪問指導等の実施を推進します。その際、指導が受診抑制とならないよう留意します。

県は、関係機関と連携しながら、薬剤の適正使用に向けた取組を推進します。

(4) 糖尿病性腎症重症化予防の取組

本県では、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結び付け、人工透析への移行を防止するため、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を平成28年度に策定（平成29年度及び令和2年度に改訂）しました。

市町村はプログラムを参考としながら、さらなる効果的な重症化予防に取り組みます。

県は市町村の取組が円滑に行われるよう、郡市医師会等との連携支援、保険者協議会を通じた好事例の横展開等を行います。

(5) 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組

被保険者の健康意識の向上、被保険者に健康について関心を持ってもらうための取組が重要となっています。

そうした点から、わかりやすい情報提供や個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する健康ポイント制度等の取組を進めます。

また、商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」の視点を含めた事業の実施を推進します。

(6) KDB（国保データベース）システムの活用による保健事業の推進

データヘルス計画に基づく保健事業の実施が進められていますが、県は県庁及び県保健所に国保ヘルスアップ支援員を配置して、KDB を活用する等によりデータ分析を行い、医療費や生活習慣病の現状や健診結果等について「見える化」した情報の提供や保健事業の効果検証を行うとともに、成果を上げた好事例の情報の提供を行います。また市町村は、独自のデータ分析に加え、県が提供する情報を活用して保健事業の実施を推進します。

第7 市町村が担う事務の効率化、標準化

1 市町村事務の効率化

市町村が行う事務の効率的な運営の推進を図る観点から、ロードマップ記載事項の他、県内統一の広報を実施すべき内容について、スケールメリットが見込めることから、長野県国民健康保険団体連合会及び長野県後期高齢者医療広域連合と連携して統一的な広報事業を実施します。

広報内容の例：被保険者証と高齢受給者証の一体化の広報・周知

オンライン資格確認によるマイナンバーカードの被保険者利用の広報・周知

傷病手当制度の広報・周知

社会保険へ加入した方に対する被保険者証の回収協力の広報

2 市町村事務の標準化

(1) 申請書様式の標準化

県単位の国保運営である趣旨から、各種申請書の標準的な様式例を県で定め、提供します。

(2) 事務処理マニュアルの作成

新制度が施行されること等により、市町村の保険者事務の内容に変更が生じるものがあります。そうした新たな事務についての事務処理マニュアルを作成します。

(3) 高額療養費の多数回該当の取扱い（再掲 34 頁参照）

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

県が、国保の財政運営の責任主体として保険者の役割を担い、国保事業の健全な運営を進めるに当たっては、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケア体制）の構築に向けた取組の重要性や、健康保険法等改正法により令和2年4月から市町村国保の保健事業及び後期高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業とを一体的に実施することとなったことに留意しつつ、国保部門における取組と保健医療及び福祉サービス等に関する諸施策との有機的な連携を進めることが求められています。

その上で県と市町村は、地域包括ケア体制の構築に向け、保健医療・福祉部門と連携する必要があります。

具体的な取組例

(1) 県の取組

- 国保部門と保健医療部門等の連携による取組の推進
- 県内及び他都道府県における、国保部門と保健医療、福祉サービス等の連携の好事例の紹介

(2) 市町村の取組

- 地域包括ケア体制の構築に向けた部局横断的な会議体や地域包括ケアに資する地域のネットワーク等への国保部門の参画
- 個々の被保険者に係る保健活動等の実施状況についての、医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組みづくり
- 国保被保険者を含む高齢者などの健康づくり等につながる住民主体の地域

活動への支援

- 後期高齢者医療部門と連携した保健事業の実施（健診データの提供など）
- 国保直診施設等を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施

第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

1 長野県県・市町村国保運営連携会議の設置

平成28年度、県、県内市町村代表者、国保連合会で構成される長野県県・市町村国保運営連携会議を設置しました。長野県県・市町村国保運営連携会議において、納付金、標準保険料率及び国保運営方針等について協議、意見交換を行います。

2 国民健康保険運営協議会の審議

平成29年度、有識者、関係団体、被保険者等により構成する長野県国民健康保険運営協議会を設置しました。国民健康保険運営協議会において、納付金、標準保険料率及び国保運営方針等の国民健康保険の運営にかかる重要事項について審議いただき、安定した国保の運営に努めます。

3 情報共有の推進

県と市町村が一体となって、国民健康保険を運営していくために、連携会議、各種研修会、定期的な情報交換会等で情報を共有し、共通認識を図ります。また、各施策における市町村の取組についての横展開を図ります。

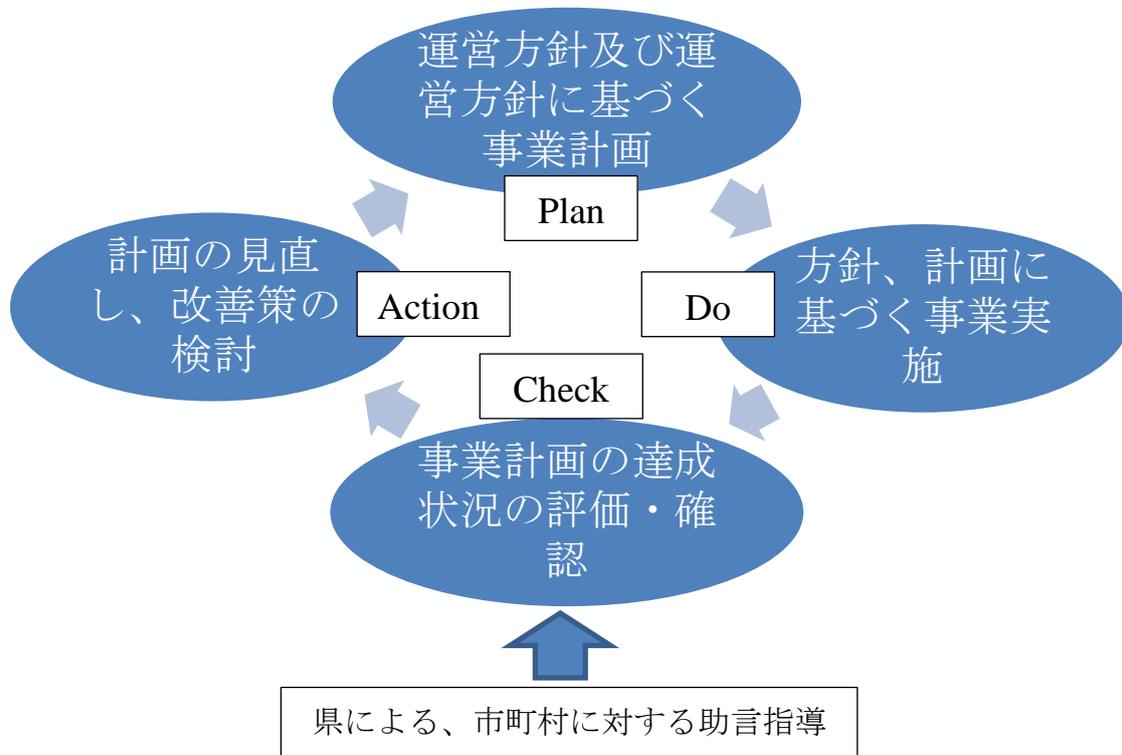
第10 検証及び見直し

1 市町村によるPDCAサイクルの実施

市町村は、本方針に定めた事項の実施状況を定期的に把握・分析し、検証を行い、継続的な改善を行うPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）を実施することとし、安定的な財政運営や広域的、効率的な事業運営を図ります。

県は、市町村に対する助言（定期的に実施する一般助言及び特別な事情のある市町村に対して随時実施する特別助言）を通じて、市町村によるPDCAサイクルの実施を支援します。

PDCA サイクルのイメージ



2 国民健康保険運営方針の検証・見直し

本方針に基づき行う事業の実施状況を、長野県県・市町村国保運営連携会議での協議及び長野県国民健康保険運営協議会での審議において検証し、本方針の見直しを行います。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
@長野県アルクマ

長野県国民健康保険運営方針 付属資料

(市町村別データ)

目次

1	被保険者加入状況 (R 元)	1
2	一人当たり医療費状況 (H28~H30)	3
3	地域差指数 (H29)	5
4	高額医療費の状況 (H30~R2)	7
5	一人当たり法定外一般会計繰入額 (H29~R 元)	9
6	決算状況(H29~R 元)	11
7	一人当たり課税標準額 (H30)	12
8	保険料 (税) 算定方式 (R 元)	13
9	応能・応益賦課割合(R 元)	15
10	一人当たり保険料 (税) 調定額(H29~R 元)	17
11	年齢調整後医療費指数 (H29~R 元平均)	19
12	保険料 (税) 収納率(H29~R 元)	20
13	口座振替率(R 元)	22
14	特定健康診査・特定保健指導実施状況(H28~H30)	23

1 被保険者加入状況（R 元）

番号	市町村名	被保険者数(人)			高齢化率	1世帯当たり 被保険者数	国保加入 割合
		総数	0-64歳	65-74歳			
001	長野市	71,018	36,776	34,242	48.2%	1.54	18.9%
002	松本市	47,724	26,904	20,820	43.6%	1.57	20.0%
003	上田市	31,409	16,306	15,103	48.1%	1.54	20.0%
004	岡谷市	9,254	4,484	4,770	51.5%	1.52	18.7%
005	飯田市	20,042	10,560	9,482	47.3%	1.59	19.9%
006	諏訪市	10,083	5,471	4,612	45.7%	1.53	20.4%
007	須坂市	10,908	5,617	5,291	48.5%	1.62	21.6%
008	小諸市	10,123	5,482	4,641	45.8%	1.59	24.0%
009	伊那市	13,549	6,965	6,584	48.6%	1.56	20.0%
010	駒ヶ根市	6,229	3,135	3,094	49.7%	1.55	19.0%
011	中野市	10,926	6,038	4,888	44.7%	1.71	24.6%
012	大町市	6,270	3,147	3,123	49.8%	1.55	23.0%
013	飯山市	4,961	2,442	2,519	50.8%	1.63	23.9%
014	茅野市	11,694	6,049	5,645	48.3%	1.59	21.0%
015	塩尻市	13,969	7,569	6,400	45.8%	1.59	20.8%
016	千曲市	11,503	5,567	5,936	51.6%	1.55	19.0%
017	佐久市	20,970	11,038	9,932	47.4%	1.58	21.2%
019	佐久穂町	2,703	1,451	1,252	46.3%	1.66	24.6%
020	小海町	1,207	687	520	43.1%	1.63	26.4%
021	川上村	2,389	1,926	463	19.4%	2.37	60.3%
022	南牧村	1,652	1,306	346	20.9%	1.98	53.1%
023	南相木村	317	203	114	36.0%	1.78	32.2%
024	北相木村	194	140	54	27.8%	1.58	26.0%
026	軽井沢町	5,831	3,492	2,339	40.1%	1.59	28.6%
028	御代田町	3,617	2,032	1,585	43.8%	1.64	22.9%
029	立科町	1,855	892	963	51.9%	1.65	25.9%
033	長和町	1,567	754	813	51.9%	1.56	26.1%
034	東御市	6,781	3,547	3,234	47.7%	1.62	22.5%
039	青木村	1,036	476	560	54.1%	1.63	23.8%
040	坂城町	3,030	1,440	1,590	52.5%	1.57	20.3%
042	下諏訪町	3,864	1,832	2,032	52.6%	1.51	19.5%
043	富士見町	3,267	1,704	1,563	47.8%	1.59	22.6%
044	原村	2,375	1,340	1,035	43.6%	1.73	29.6%
046	辰野町	4,107	1,802	2,305	56.1%	1.55	21.2%
047	箕輪町	4,717	2,195	2,522	53.5%	1.57	18.8%
048	飯島町	2,042	977	1,065	52.2%	1.59	21.8%
049	南箕輪村	2,815	1,594	1,221	43.4%	1.60	18.0%
050	中川村	1,107	548	559	50.5%	1.69	22.7%
052	宮田村	1,641	827	814	49.6%	1.59	18.2%

番号	市町村名	被保険者数(人)			高齢化率	1世帯当たり 被保険者数	国保加入割合
		総数	0-64歳	65-74歳			
053	木曾町	2,247	935	1,312	58.4%	1.48	20.6%
054	上松町	864	391	473	54.7%	1.40	19.8%
055	南木曾町	827	377	450	54.4%	1.55	20.2%
057	木祖村	652	310	342	52.5%	1.60	23.0%
061	王滝村	151	73	78	51.7%	1.39	20.5%
062	大桑村	721	254	467	64.8%	1.47	19.8%
068	筑北村	1,135	488	647	57.0%	1.53	25.6%
069	麻績村	604	280	324	53.6%	1.61	22.3%
071	生坂村	503	292	211	41.9%	1.72	28.9%
073	山形村	2,179	1,229	950	43.6%	1.85	25.0%
074	朝日村	1,121	693	428	38.2%	1.80	24.5%
076	安曇野市	20,758	10,555	10,203	49.2%	1.58	21.3%
082	池田町	2,293	1,061	1,232	53.7%	1.54	23.4%
083	松川村	2,131	1,047	1,084	50.9%	1.60	22.1%
086	白馬村	3,089	2,071	1,018	33.0%	1.60	32.6%
087	小谷村	926	591	335	36.2%	1.63	31.2%
089	松川町	3,060	1,636	1,424	46.5%	1.71	23.3%
090	高森町	2,632	1,312	1,320	50.2%	1.69	20.2%
091	阿南町	892	403	489	54.8%	1.51	19.7%
094	阿智村	1,358	727	631	46.5%	1.67	21.4%
096	平谷村	100	67	33	33.0%	1.64	24.9%
097	根羽村	203	84	119	58.6%	1.43	22.7%
098	下條村	777	410	367	47.2%	1.79	20.8%
099	売木村	133	67	66	49.6%	1.51	24.4%
100	天龍村	258	79	179	69.4%	1.36	20.7%
101	泰阜村	328	151	177	54.0%	1.51	20.3%
102	喬木村	1,232	626	606	49.2%	1.65	19.4%
103	豊丘村	1,408	732	676	48.0%	1.74	21.0%
104	大鹿村	325	207	118	36.3%	1.70	32.5%
109	小布施町	2,717	1,391	1,326	48.8%	1.74	24.6%
111	高山村	1,711	847	864	50.5%	1.71	24.4%
112	山ノ内町	3,687	2,131	1,556	42.2%	1.70	29.9%
113	木島平村	1,181	573	608	51.5%	1.61	25.3%
114	野沢温泉村	1,071	667	404	37.7%	1.76	28.6%
117	信濃町	2,333	1,121	1,212	52.0%	1.59	28.4%
118	飯綱町	2,829	1,281	1,548	54.7%	1.62	25.7%
122	小川村	562	263	299	53.2%	1.51	23.1%
125	栄村	480	213	267	55.6%	1.54	26.7%
県合計		438,224	230,350	207,874	47.4%	1.58	21.0%

※国保事業年報から作成。令和元年度末の数値を用いている。

2 一人当たり医療費状況 (H28~H30)

(単位:円)

市町村名		H28	H29	H30	順位 (H30)	備考(H30)		
1	佐久	小諸市	318,465	333,018	342,173	50	最大	356,793
2		佐久市	334,932	347,189	356,793	40	最小	187,711
3		佐久穂町	317,303	329,788	343,060	49	格差	1.901
4		小海町	338,881	308,347	292,554	68	圏別	332,350
5		川上村	193,113	184,027	187,711	77		
6		南牧村	222,986	227,586	208,039	76		
7		南相木村	256,544	314,877	339,566	51		
8		北相木村	323,437	281,604	346,336	46		
9		軽井沢町	312,112	337,685	327,023	57		
10		御代田町	303,059	312,484	326,631	58		
11		立科町	320,760	308,617	352,271	42		
12	上小	上田市	347,337	357,864	375,542	21	最大	408,760
13		長和町	347,511	365,167	396,234	7	最小	361,666
14		東御市	354,913	358,884	361,666	36	格差	1.130
15		青木村	369,967	392,598	408,760	5	圏別	374,914
16	諏訪	岡谷市	364,172	365,765	383,607	13	最大	388,502
17		諏訪市	353,803	353,903	374,628	23	最小	284,122
18		茅野市	338,052	343,834	349,440	44	格差	1.367
19		下諏訪町	367,181	397,130	388,502	9	圏別	361,417
20		富士見町	293,423	305,372	319,550	62		
21	原村	312,225	294,889	284,122	69			
22	上伊那	伊那市	326,188	344,253	372,548	25	最大	378,871
23		駒ヶ根市	327,969	334,879	358,634	39	最小	322,832
24		辰野町	338,397	376,415	378,871	18	格差	1.174
25		箕輪町	348,162	362,915	375,141	22	圏別	364,778
26		飯島町	315,805	337,954	339,412	52		
27		南箕輪村	349,906	325,841	337,333	54		
28		中川村	305,635	324,571	322,832	61		
29	宮田村	315,901	322,946	362,450	35			
30	飯伊	飯田市	327,411	334,446	347,692	45	最大	459,953
31		松川町	302,204	302,119	301,147	67	最小	256,534
32		高森町	309,600	330,665	356,743	41	格差	1.793
33		阿南町	316,780	383,271	367,589	28	圏別	340,240
34		阿智村	318,026	354,883	359,943	38		
35		平谷村	544,508	370,045	303,810	66		
36		根羽村	333,639	339,485	406,350	6		
37		下條村	251,454	240,333	256,534	74		
38		売木村	301,171	224,985	258,713	72		
39		天龍村	373,289	450,173	459,953	1		
40		泰阜村	318,102	312,564	304,056	65		
41		喬木村	336,194	317,373	338,497	53		
42		豊丘村	268,409	290,654	273,940	71		
43		大鹿村	262,153	302,271	384,686	10		

(単位:円)

市町村名		H28	H29	H30	順位 (H30)	備考(H30)		
44	木曾	木曾町	372,546	378,734	367,427	30	最大	384,343
45		上松町	350,125	341,620	314,055	63	最小	312,399
46		南木曾町	417,439	386,094	360,545	37	格差	1.230
47		木祖村	342,371	393,486	351,364	43	圏別	356,633
48		王滝村	354,316	217,083	312,399	64		
49		大桑村	426,551	403,434	384,343	11		
50	松本	松本市	354,205	362,378	368,453	27	最大	458,494
51		塩尻市	359,293	362,933	374,218	24	最小	274,814
52		筑北村	444,204	423,256	458,494	2	格差	1.668
53		麻績村	452,998	457,495	395,883	8	圏別	371,862
54		生坂村	357,860	400,764	415,681	4		
55		山形村	314,554	328,336	332,723	55		
56		朝日村	280,001	305,216	274,814	70		
57		安曇野市	363,970	373,122	380,675	15		
58	大北	大町市	376,304	369,563	380,364	16	最大	380,364
59		池田町	354,605	378,856	379,021	17	最小	243,647
60		松川村	343,534	378,789	377,039	20	格差	1.561
61		白馬村	244,665	256,100	256,713	73	圏別	344,969
62		小谷村	246,691	259,911	243,647	75		
63	長野	長野市	355,997	363,704	370,075	26	最大	458,445
64		須坂市	364,219	363,018	365,591	32	最小	324,181
65		千曲市	377,697	372,358	365,278	33	格差	1.414
66		坂城町	399,814	385,987	364,867	34	圏別	368,332
67		小布施町	322,465	320,545	324,181	60		
68		高山村	381,712	406,932	345,476	47		
69		信濃町	378,681	367,040	382,969	14		
70		飯綱町	376,533	373,707	377,303	19		
71		小川村	461,550	445,547	458,445	3		
72		北信	中野市	320,833	332,387	324,217	59	最大
73	飯山市		374,781	382,045	367,285	31	最小	324,217
74	山ノ内町		299,439	291,703	343,412	48	格差	1.183
75	木島平村		350,088	326,213	367,565	29	圏別	340,888
76	野沢温泉村		273,003	267,603	332,555	56		
77	栄村		291,641	295,044	383,695	12		

市町村計	344,636	352,114	360,137
前年度比	100.4%	102.2%	102.3%

最大(天龍村)	459,953
最小(川上村)	187,711
格差	2.5

※…圏別一人当たり医療費は、圏内総医療費を圏内年間平均被保険者数で除した数値。

※…国保事業年報から作成

3 地域差指数 (H29)

市町村名		入院	入院外	歯科	合計	順位	備考		
1	佐久	小諸市	0.846	0.950	0.916	0.907	43	最大 最小 格差	0.954
2		佐久市	0.912	0.965	0.889	0.939	31		0.752
3		佐久穂町	0.878	0.891	0.796	0.879	47		1.269
4		小海町	0.880	0.817	0.986	0.854	55		
5		川上村	0.684	0.788	0.825	0.752	73		
6		南牧村	0.854	0.895	0.878	0.878	49		
7		南相木村	1.153	0.786	0.870	0.934	35		
8		北相木村	0.640	0.990	0.928	0.849	57		
9		軽井沢町	0.920	0.996	0.823	0.954	23		
10		御代田町	0.892	0.879	0.843	0.882	46		
11		立科町	0.745	0.818	0.923	0.797	67		
12	上田	上田市	0.950	0.977	0.857	0.958	20	最大 最小 格差	0.986
13		長和町	1.038	0.866	0.953	0.939	31		0.939
14		東御市	0.945	0.988	0.776	0.957	21		1.050
15		青木村	1.026	0.985	0.762	0.986	12		
16	諏訪	岡谷市	0.873	0.968	1.004	0.933	37	最大 最小 格差	0.999
17		諏訪市	0.970	0.939	1.002	0.955	22		0.804
18		茅野市	0.933	0.883	0.868	0.901	44		1.243
19		下諏訪町	1.061	0.954	1.011	0.999	9		
20		富士見町	0.740	0.848	0.821	0.804	65		
21		原村	0.824	0.792	0.851	0.809	62		
22	上伊那	伊那市	0.813	0.977	1.024	0.916	40	最大 最小 格差	0.940
23		駒ヶ根市	0.794	0.921	1.008	0.877	50		0.844
24		辰野町	0.976	0.903	1.015	0.939	31		1.114
25		箕輪町	0.817	1.010		0.940	30		
26		飯島町	0.831	0.863	1.283	0.879	47		
27		南箕輪村	0.799	0.971	1.028	0.908	42		
28		中川村	0.827	0.829	1.055	0.844	59		
29		宮田村	0.759	0.904	1.033	0.857	53		
30	南信州	飯田市	0.866	0.925	0.852	0.897	45	最大 最小 格差	1.047
31		松川町	0.780	0.800	0.974	0.805	64		0.543
32		高森町	0.843	0.882	0.861	0.865	52		1.928
33		阿南町	0.961	0.973	0.763	0.954	23		
34		阿智村	0.957	0.995	0.830	0.968	16		
35		平谷村	0.847	1.238	0.686	1.047	6		
36		根羽村	0.435	1.066	0.892	0.808	63		
37		下條村	0.544	0.742	0.704	0.662	75		
38		売木村	0.258	0.717	0.816	0.543	76		
39		天龍村	1.046	0.958	0.892	0.988	11		
40		泰阜村	0.670	0.852	0.868	0.782	69		
41		喬木村	0.800	0.856	0.796	0.830	61		
42		豊丘村	0.784	0.805	0.682	0.788	68		
43		大鹿村	0.863	0.862	0.729	0.853	56		

市町村名		入院	入院外	歯科	合計	順位	備考		
44	木曾	木曾町	1.012	0.893	0.866	0.937	34	最大	1.015
45		上松町	0.856	0.860	0.663	0.845	58	最小	0.531
46		南木曾町	0.874	1.006	0.700	0.934	35	格差	1.911
47		木祖村	1.242	0.851	1.011	1.015	7		
48		王滝村	0.274	0.676	0.873	0.531	77		
49		大桑村	0.870	1.044	0.644	0.949	26		
50	松本	松本市	1.019	1.006	0.907	1.004	8	最大	1.177
51		塩尻市	1.019	0.960	0.925	0.980	14	最小	0.867
52		筑北村	1.066	1.062	0.836	1.048	5	格差	1.358
53		麻績村	1.435	1.047	0.734	1.177	1		
54		生坂村	1.371	0.985	0.842	1.124	2		
55		山形村	0.967	0.896	0.865	0.922	39		
56		朝日村	0.970	0.791	0.873	0.867	51		
57		安曇野市	0.963	0.987	0.880	0.970	15		
58	北アルプス	大町市	1.015	0.931	0.871	0.959	19	最大	0.981
59		池田町	0.893	0.943	0.979	0.926	38	最小	0.760
60		松川村	1.014	0.949	1.048	0.981	13	格差	1.291
61		白馬村	0.805	0.721	0.808	0.760	71		
62		小谷村	0.775	0.774	0.683	0.768	70		
63	長野	長野市	0.966	0.975	0.847	0.963	18	最大	1.121
64		須坂市	0.910	0.993	0.825	0.949	26	最小	0.844
65		千曲市	0.968	0.944	0.949	0.954	23	格差	1.328
66		坂城町	0.962	0.997	0.759	0.967	17		
67		小布施町	0.797	0.890	0.752	0.844	59		
68		高山村	1.124	1.025	0.927	1.057	4		
69		信濃町	0.909	0.984	0.859	0.946	29		
70		飯綱町	0.902	0.991	0.886	0.949	26		
71		小川村	1.481	0.899	0.817	1.121	3		
72		北信	中野市	0.899	0.945	0.748	0.913	41	最大
73	飯山市		1.056	0.972	0.800	0.993	10	最小	0.722
74	山ノ内町		0.717	0.880	0.681	0.803	66	格差	1.375
75	木島平村		0.723	0.962	0.780	0.856	54		
76	野沢温泉村		0.679	0.823	0.736	0.760	71		
77	栄村	0.666	0.759	0.755	0.722	74			

市町村計	0.944	0.937	0.956	0.883
全国順位	41	37	42	36

最大(麻績村)	1.177
最小(王滝村)	0.531
格差	2.217

※H29医療費の地域差分析

4 高額医療費の状況 (H30~R2)

(単位：円)

市 町 村 名		3ヶ年平均	順 位	県平均との差	H30	R元	R2	
1	佐 久	小諸市	31,793	55	-3,368	31,081	33,292	31,005
2		佐久市	34,772	44	-389	34,965	34,842	34,509
3		佐久穂町	40,792	16	5,631	35,467	42,336	44,571
4		小海町	30,013	61	-5,147	26,478	17,375	46,187
5		川上村	18,598	75	-16,563	10,687	18,666	26,440
6		南牧村	18,876	74	-16,284	19,279	16,301	21,048
7		南相木村	36,996	31	1,835	60,478	24,278	26,230
8		北相木村	55,940	1	20,780	36,287	44,993	86,540
9		軽井沢町	44,605	10	9,445	51,419	41,334	41,063
10		御代田町	38,307	24	3,146	34,554	40,586	39,780
11		立科町	32,447	51	-2,714	30,239	31,887	35,215
12	上 田	上田市	34,811	43	-349	34,697	33,700	36,037
13		長和町	41,051	15	5,891	47,202	35,140	40,812
14		東御市	33,230	49	-1,931	32,843	37,308	29,539
15		青木村	37,606	25	2,446	35,506	38,632	38,680
16	諏 訪	岡谷市	47,462	6	12,301	43,421	47,832	51,131
17		諏訪市	40,078	18	4,918	44,907	36,402	38,926
18		茅野市	49,299	4	14,139	35,116	55,335	57,446
19		下諏訪町	55,754	2	20,594	55,908	55,957	55,399
20		富士見町	40,562	17	5,402	33,437	33,439	54,810
21		原村	26,851	65	-8,309	26,996	27,215	26,344
22	上 伊 那	伊那市	41,190	14	6,030	43,680	39,182	40,708
23		駒ヶ根市	40,063	19	4,903	38,765	37,545	43,879
24		辰野町	49,085	5	13,924	50,056	49,249	47,948
25		箕輪町	42,225	12	7,065	38,655	46,406	41,614
26		飯島町	42,115	13	6,955	45,621	40,962	39,763
27		南箕輪村	33,979	47	-1,182	35,608	30,930	35,399
28		中川村	30,170	60	-4,991	32,538	26,928	31,043
29		宮田村	36,614	34	1,454	45,353	30,776	33,713
30	南 信 州	飯田市	36,836	33	1,675	35,549	35,702	39,256
31		松川町	23,657	69	-11,504	23,352	23,661	23,957
32		高森町	35,005	41	-156	29,546	42,575	32,893
33		阿南町	36,986	32	1,825	33,441	30,237	47,280
34		阿智村	37,377	27	2,217	44,532	29,069	38,531
35		平谷村	21,550	72	-13,610	8,593	20,769	35,288
36		根羽村	17,627	76	-17,533	17,321	31,381	4,181
37		下條村	27,715	64	-7,446	20,831	39,148	23,165
38		売木村	16,792	77	-18,368	11,230	14,152	24,994
39		天龍村	44,822	9	9,661	75,165	32,918	26,382
40		泰阜村	32,257	53	-2,903	20,389	20,162	56,221
41		喬木村	33,048	50	-2,113	31,499	33,927	33,717
42		豊丘村	20,570	73	-14,590	13,170	23,206	25,334
43	大鹿村	32,315	52	-2,845	53,010	21,980	21,955	

(単位：円)

市町村名		3ヶ年平均	順位	県平均との差	H30	R元	R2	
44	木曾	木曾町	35,138	40	-23	30,713	33,274	41,425
45		上松町	31,762	56	-3,398	39,935	25,148	30,203
46		南木曾町	23,650	70	-11,510	25,391	20,186	25,372
47		木祖村	43,233	11	8,073	24,393	38,959	66,348
48		王滝村	35,402	39	242	33,779	47,465	24,961
49		大桑村	23,496	71	-11,664	22,359	15,359	32,770
50	松本	松本市	38,805	22	3,645	36,317	37,117	42,981
51		塩尻市	37,516	26	2,356	37,444	37,077	38,028
52		筑北村	45,839	8	10,678	50,349	37,911	49,257
53		麻績村	26,271	66	-8,889	30,420	27,439	20,955
54		生坂村	30,300	59	-4,861	39,038	27,828	24,032
55		山形村	28,048	63	-7,112	21,167	27,541	35,436
56		朝日村	24,536	68	-10,625	18,441	20,078	35,088
57		安曇野市	37,178	28	2,018	37,963	36,925	36,646
58	北アルプス	大町市	39,682	20	4,521	33,944	38,417	46,684
59		池田町	37,018	30	1,858	40,452	40,684	29,918
60		松川村	29,621	62	-5,539	26,566	31,164	31,132
61		白馬村	25,326	67	-9,834	28,644	27,422	19,911
62		小谷村	34,148	46	-1,013	34,175	31,531	36,738
63	長野	長野市	36,610	35	1,449	34,179	35,286	40,364
64		須坂市	36,509	36	1,349	30,896	36,861	41,771
65		千曲市	34,636	45	-524	30,317	35,684	37,907
66		坂城町	37,166	29	2,005	30,304	36,854	44,340
67		小布施町	31,919	54	-3,242	30,239	32,845	32,672
68		高山村	46,516	7	11,355	36,957	43,514	59,077
69		信濃町	39,557	21	4,396	39,520	40,063	39,087
70		飯綱町	36,226	38	1,066	29,703	41,344	37,632
71		小川村	34,841	42	-319	32,032	38,219	34,272
72		北信	中野市	30,906	58	-4,255	28,328	30,319
73	飯山市		38,325	23	3,165	31,663	40,635	42,678
74	山ノ内町		33,646	48	-1,515	36,602	30,503	33,832
75	木島平村		36,450	37	1,289	32,922	38,198	38,229
76	野沢温泉村		31,694	57	-3,467	41,453	26,685	26,943
77	栄村	53,543	3	18,382	34,752	45,004	80,873	

県計	35,160
最大	55,940
最小	16,792
格差	3,331

34,029	33,783	37,670
--------	--------	--------

※…国保連提供データから作成

※…8万点超レセプトデータの8万点超部分の一人当たり額

5 一人当たり法定外一般会計繰入額 (H29～R 元)

保険者	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	一人当たり額 (円)	総額 (円)	一人当たり額 (円)	総額 (円)	一人当たり額 (円)	総額 (円)
1 長野市	13,462	977,588,000	13,775	1,038,964,000	15,498	1,223,686,000
2 松本市	394	19,280,748	320	16,385,230	12,947	693,502,986
3 上田市	62	2,007,000	41	1,397,000	5	191,000
4 岡谷市	1,390	13,182,500	1,383	13,826,000	1,269	13,490,400
5 飯田市	124	2,548,574	62	1,338,313		
6 諏訪市						
7 須坂市	236	2,623,610	214	2,481,767	149	1,809,830
8 小諸市						
9 伊那市	7,002	97,555,000	11,340	166,470,176		
10 駒ヶ根市	71	454,000	49	328,000	2,853	20,000,000
11 中野市					9,719	117,614,000
12 大町市						
13 飯山市						
14 茅野市	323	3,857,782	974	12,149,637	1,946	25,396,870
15 塩尻市	2,533	36,292,471	2,167	32,265,507	1,951	30,267,204
16 千曲市						
17 佐久市	117	2,512,000	4,548	101,700,000	11,050	258,148,062
19 佐久穂町	2,512	6,805,388	2,438	6,840,268		
20 小海町	1,870	2,378,710	1,613	2,174,405	1,030	1,460,000
21 川上村						
22 南牧村	179	300,000	1,053	1,777,973	3,188	5,431,896
23 南相木村						
24 北相木村						
26 軽井沢町	9,958	59,000,000	9,214	56,695,000	7,811	50,000,000
28 御代田町	3	11,436	185	709,000	329	1,297,000
29 立科町	2,203	4,166,046	1,485	2,905,365	2,297	4,657,895
33 長和町			14,863	25,000,000	23,405	40,771,000
34 東御市	41	283,741	45	318,516	13,541	100,000,000
39 青木村					26,110	30,000,000
40 坂城町	181	566,925	121	391,916		
42 下諏訪町					6,530	30,000,000
43 富士見町	106	356,031	54	186,119		
44 原村	247	599,773	157	376,452	2,488	6,107,260
46 辰野町						
47 箕輪町	154	747,803	65	331,374		
48 飯島町	31	65,000	30	65,000		
49 南箕輪村						
50 中川村						
52 宮田村					4,472	8,000,000

保険者	令和元年度		平成30年度		平成29年度		
	一人当たり額 (円)	総額 (円)	一人当たり額 (円)	総額 (円)	一人当たり額 (円)	総額 (円)	
53	木曽町						
54	上松町						
55	南木曽町	76	63,637	44	38,664		
57	木祖村						
61	王滝村						
62	大桑村	26	19,674	15	11,332		
68	筑北村	624	728,000	14,694	18,264,399	73	98,000
69	麻績村	535	329,649	299	191,461		
71	生坂村	143	71,776	57	29,616		
73	山形村	144	316,578	161	365,509		
74	朝日村	36	40,892	75	86,928		
76	安曇野市	1,362	28,911,853	1,293	28,521,145	1,209	27,460,246
82	池田町						
83	松川村	2,256	4,819,254	2,136	4,761,315		
86	白馬村	1,961	6,246,714	2,237	7,227,505		
87	小谷村	2,407	2,296,673	2,474	2,414,860	2,528	2,560,852
89	松川町	1,983	6,236,000	1,436	4,730,000	13,774	47,024,000
90	高森町						
91	阿南町	1,054	944,400	1,008	910,500		
94	阿智村						
96	平谷村						
97	根羽村						
98	下條村	103	81,868	76	62,232	23,392	20,000,000
99	売木村	95	12,676				
100	天龍村	9	2,536	9	2,536		
101	泰阜村	2,987	1,021,697	3,246	1,136,006	35,661	13,087,521
102	喬木村	999	1,284,320	801	1,086,601	837	1,183,170
103	豊丘村						
104	大鹿村						
109	小布施町	195	536,671	190	536,671		
111	高山村						
112	山ノ内町					12,151	50,000,000
113	木島平村					3,834	5,000,000
114	野沢温泉村					16,071	18,000,000
117	信濃町	13,881	32,815,306	13,547	33,608,900	12,921	33,709,800
118	飯綱町	81	232,000	77	224,000		
122	小川村						
125	栄村	56	28,000			20,354	10,584,255

※国民健康保険事業実施状況調査から作成。

※決算補填等目的、決算補填等目的以外の繰入の総額であるため、解消・削減対象の対象とならない繰入も含む。

6 決算状況 (H29~R 元)

(千円)

番号	市町村名	収支差引額		
		R元	H30	H29
001	長野市	315,595	653,256	993,083
002	松本市	268,125	674,169	982,198
003	上田市	95,036	242,659	408,032
004	岡谷市	59,085	67,031	222,200
005	飯田市	110,188	262,985	537,083
006	諏訪市	55,466	101,292	247,384
007	須坂市	59,182	42,018	254,130
008	小諸市	847	35,209	230,587
009	伊那市	66,608	0	18,637
010	駒ヶ根市	31,163	48,802	163,113
011	中野市	47,917	52,411	89,710
012	大町市	21,178	32,063	218,994
013	飯山市	6,831	3,572	36,147
014	茅野市	126,060	204,594	239,460
015	塩尻市	79,533	31,101	175,068
016	千曲市	125,600	113,271	254,631
017	佐久市	34,924	391,428	409,167
019	佐久穂町	15,222	529	1,195
020	小海町	25,423	39,571	53,400
021	川上村	13,241	16,128	53,301
022	南牧村	68	7,650	27,682
023	南相木村	2,111	3,352	18,387
024	北相木村	13	505	1,131
026	軽井沢町	11,659	26,969	36,652
028	御代田町	60,401	164,808	346,154
029	立科町	5,040	10,537	16,068
033	長和町	26,874	52,454	61,601
034	東御市	95,047	104,611	280,345
039	青木村	9,609	11,252	20,397
040	坂城町	1,635	2,447	56,032
042	下諏訪町	15,137	0	14,161
043	富士見町	316,116	346,500	365,778
044	原村	88,346	95,323	98,379
046	辰野町	7,086	35,068	33,870
047	箕輪町	37,709	41,136	78,239
048	飯島町	12,266	28,373	52,181
049	南箕輪村	1,952	9,459	42,073
050	中川村	8,185	7,197	13,418
052	宮田村	24,678	49,720	80,524

(千円)

番号	市町村名	収支差引額		
		R元	H30	H29
053	木曾町	7,731	4,844	8,439
054	上松町	7,361	6,839	18,701
055	南木曾町	12,466	20,120	40,170
057	木祖村	5,326	17,058	20,315
061	王滝村	3,785	11,132	31,505
062	大桑村	5,598	5,087	26,918
068	筑北村	2,996	5,165	7,554
069	麻績村	23,225	28,436	55,156
071	生坂村	331	1,745	24,443
073	山形村	35,430	14,396	44,548
074	朝日村	2,084	2,025	15,128
076	安曇野市	68,287	92,753	293,933
082	池田町	5,184	15,877	42,528
083	松川村	661	807	725
086	白馬村	38,443	39,924	43,041
087	小谷村	722	492	425
089	松川町	15,521	9,427	162,022
090	高森町	20,457	33,521	102,877
091	阿南町	853	167	1,130
094	阿智村	3,455	4,007	18,116
096	平谷村	2,527	8,258	4,435
097	根羽村	761	2,941	41,508
098	下條村	2,222	1,287	24,873
099	売木村	3,800	12,279	11,443
100	天龍村	6,297	5,921	8,889
101	泰阜村	1,615	1,296	5,113
102	喬木村	25,433	16,868	20,818
103	豊丘村	120,534	119,098	111,316
104	大鹿村	819	634	2,165
109	小布施町	17,865	75,588	143,101
111	高山村	43,177	44,390	48,414
112	山ノ内町	5,534	12,521	20,340
113	木島平村	270	153	657
114	野沢温泉村	4,989	10,459	51,524
117	信濃町	5,702	21,882	34,250
118	飯綱町	40,344	81,531	98,624
122	小川村	20,948	27,661	32,853
125	栄村	8,738	11,248	3,447
赤字市町村数		0	0	0

7 一人当たり課税標準額 (H30)

	保険者名	一人当たり平均所得	
		所得	順位
001	長野市	779千円	42
002	松本市	958千円	11
003	上田市	723千円	53
004	岡谷市	814千円	28
005	飯田市	793千円	38
006	諏訪市	923千円	15
007	須坂市	788千円	40
008	小諸市	701千円	56
009	伊那市	869千円	20
010	駒ヶ根市	810千円	30
011	中野市	928千円	14
012	大町市	699千円	58
013	飯山市	658千円	69
014	茅野市	863千円	22
015	塩尻市	878千円	18
016	千曲市	690千円	62
017	佐久市	765千円	46
019	佐久穂町	830千円	26
020	小海町	1,045千円	10
021	川上村	1,664千円	1
022	南牧村	1,537千円	3
023	南相木村	1,098千円	7
024	北相木村	1,449千円	4
026	軽井沢町	1,554千円	2
028	御代田町	949千円	12
029	立科町	724千円	52
033	長和町	682千円	64
034	東御市	719千円	54
039	青木村	1,236千円	6
040	坂城町	807千円	33
042	下諏訪町	808千円	32
043	富士見町	872千円	19
044	原村	1,049千円	9
046	辰野町	807千円	34
047	箕輪町	861千円	23
048	飯島町	790千円	39
049	南箕輪村	901千円	16
050	中川村	811千円	29
052	宮田村	800千円	36
053	木曾町	671千円	68

	保険者名	一人当たり平均所得	
		所得	順位
054	上松町	674千円	67
055	南木曾町	732千円	49
057	木祖村	946千円	13
061	王滝村	676千円	66
062	大桑村	725千円	50
068	筑北村	574千円	75
069	麻績村	525千円	76
071	生坂村	646千円	70
073	山形村	1,437千円	5
074	朝日村	1,096千円	8
076	安曇野市	802千円	35
082	池田町	681千円	65
083	松川村	772千円	44
086	白馬村	767千円	45
087	小谷村	700千円	57
089	松川町	786千円	41
090	高森町	763千円	47
091	阿南町	624千円	73
094	阿智村	619千円	74
096	平谷村	842千円	25
097	根羽村	719千円	55
098	下條村	774千円	43
099	売木村	696千円	59
100	天龍村	694千円	61
101	泰阜村	690千円	63
102	喬木村	725千円	51
103	豊丘村	820千円	27
104	大鹿村	630千円	72
109	小布施町	894千円	17
111	高山村	744千円	48
112	山ノ内町	852千円	24
113	木島平村	864千円	21
114	野沢温泉村	797千円	37
117	信濃町	694千円	60
118	飯綱町	809千円	31
122	小川村	499千円	77
125	栄村	637千円	71
市町村計		833千円	-
最高		1,664千円	川上村
最低		499千円	大鹿村
格差		3.34	

8 保険料（税）算定方式（R元）

市町村名	税・料	医療分		支援金等分		介護分	
		方式	限度額	方式	限度額	方式	限度額
長野市	料	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
松本市	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
上田市	税	4方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
岡谷市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
飯田市	税	3方式	61万円	2方式	19万円	3方式	16万円
諏訪市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
須坂市	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
小諸市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
伊那市	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
駒ヶ根市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
中野市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
大町市	税	4方式	61万円	2方式	19万円	4方式	16万円
飯山市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
茅野市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
塩尻市	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
千曲市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
佐久市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
佐久穂町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
小海町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
川上村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
南牧村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
南相木村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
北相木村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
軽井沢町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
御代田町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
立科町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
長和町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
東御市	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
青木村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
坂城町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
下諏訪町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
富士見町	料	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
原村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
辰野町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
箕輪町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
飯島町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
南箕輪村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
中川村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
宮田村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円

市町村名	税・料	医療分		支援金等分		介護分	
		方式	限度額	方式	限度額	方式	限度額
木曾町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
上松町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
南木曾町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
木祖村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
王滝村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
大桑村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
筑北村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
麻績村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
生坂村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
山形村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
朝日村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
安曇野市	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
池田町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
松川村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
白馬村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
小谷村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
松川町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
高森町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
阿南町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
阿智村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
平谷村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
根羽村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
下條村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
売木村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
天龍村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
泰阜村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
喬木村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
豊丘村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
大鹿村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
小布施町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
高山村	料	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
山ノ内町	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
木島平村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
野沢温泉村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円
信濃町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
飯綱町	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
小川村	税	3方式	61万円	3方式	19万円	3方式	16万円
栄村	税	4方式	61万円	4方式	19万円	4方式	16万円

9 応能・応益賦課割合(R元)

番号	保険者名	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
	市町村計	58.6%	41.4%	58.3%	41.7%	57.7%	42.3%
001	長野市	61.4%	38.6%	59.9%	40.1%	55.1%	44.9%
002	松本市	64.6%	35.4%	65.5%	34.5%	64.8%	35.2%
003	上田市	51.2%	48.8%	51.0%	49.0%	56.3%	43.7%
004	岡谷市	62.4%	37.6%	56.9%	43.1%	57.0%	43.0%
005	飯田市	57.5%	42.5%	63.1%	36.9%	59.1%	40.9%
006	諏訪市	62.7%	37.3%	59.4%	40.6%	59.6%	40.4%
007	須坂市	59.2%	40.8%	64.3%	35.7%	53.6%	46.4%
008	小諸市	53.1%	46.9%	56.3%	43.7%	58.5%	41.5%
009	伊那市	51.1%	48.9%	50.9%	49.1%	54.7%	45.3%
010	駒ヶ根市	61.6%	38.4%	61.5%	38.5%	58.6%	41.4%
011	中野市	60.0%	40.0%	59.5%	40.5%	59.9%	40.1%
012	大町市	51.5%	48.5%	52.0%	48.0%	50.0%	50.0%
013	飯山市	55.4%	44.6%	56.1%	43.9%	58.2%	41.8%
014	茅野市	59.2%	40.8%	52.6%	47.4%	55.8%	44.2%
015	塩尻市	56.5%	43.5%	56.4%	43.6%	56.4%	43.6%
016	千曲市	58.1%	41.9%	54.3%	45.7%	48.2%	51.8%
017	佐久市	56.4%	43.6%	56.5%	43.5%	57.9%	42.1%
019	佐久穂町	56.0%	44.0%	54.2%	45.8%	55.3%	44.7%
020	小海町	72.4%	27.6%	85.4%	14.6%	65.6%	34.4%
021	川上村	71.3%	28.7%	72.2%	27.8%	69.7%	30.3%
022	南牧村	66.6%	33.4%	60.4%	39.6%	58.8%	41.2%
023	南相木村	61.7%	38.3%	67.4%	32.6%	70.1%	29.9%
024	北相木村	63.7%	36.3%	66.1%	33.9%	71.6%	28.4%
026	軽井沢町	68.9%	31.1%	69.6%	30.4%	73.2%	26.8%
028	御代田町	54.5%	45.5%	61.9%	38.1%	57.3%	42.7%
029	立科町	51.7%	48.3%	51.6%	48.4%	53.7%	46.3%
033	長和町	50.1%	49.9%	47.2%	52.8%	50.3%	49.7%
034	東御市	58.1%	41.9%	59.8%	40.2%	50.0%	50.0%
039	青木村	53.8%	46.2%	61.6%	38.4%	56.7%	43.3%
040	坂城町	56.1%	43.9%	53.1%	46.9%	54.8%	45.2%
042	下諏訪町	66.4%	33.6%	63.6%	36.4%	59.0%	41.0%
043	富士見町	58.5%	41.5%	57.6%	42.4%	57.8%	42.2%
044	原村	64.6%	35.4%	65.7%	34.3%	64.6%	35.4%
046	辰野町	49.8%	50.2%	52.9%	47.1%	49.0%	51.0%
047	箕輪町	51.3%	48.7%	52.5%	47.5%	54.5%	45.5%
048	飯島町	55.8%	44.2%	57.6%	42.4%	53.4%	46.6%
049	南箕輪村	52.3%	47.7%	52.3%	47.7%	54.9%	45.1%
050	中川村	56.5%	43.5%	60.7%	39.3%	50.2%	49.8%
052	宮田村	49.8%	50.2%	50.6%	49.4%	55.3%	44.7%

番号	保険者名	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
053	木曾町	53.0%	47.0%	53.9%	46.1%	49.2%	50.8%
054	上松町	56.1%	43.9%	49.0%	51.0%	42.7%	57.3%
055	南木曾町	63.7%	36.3%	56.0%	44.0%	58.3%	41.7%
057	木祖村	60.9%	39.1%	62.2%	37.8%	63.7%	36.3%
061	王滝村	53.0%	47.0%	52.8%	47.2%	57.5%	42.5%
062	大桑村	57.1%	42.9%	56.7%	43.3%	56.0%	44.0%
068	筑北村	50.3%	49.7%	49.8%	50.2%	39.1%	60.9%
069	麻績村	50.1%	49.9%	45.9%	54.1%	43.0%	57.0%
071	生坂村	49.3%	50.7%	50.3%	49.7%	47.1%	52.9%
073	山形村	67.1%	32.9%	68.3%	31.7%	68.1%	31.9%
074	朝日村	61.4%	38.6%	57.7%	42.3%	63.6%	36.4%
076	安曇野市	55.5%	44.5%	50.9%	49.1%	55.8%	44.2%
082	池田町	52.9%	47.1%	51.4%	48.6%	52.1%	47.9%
083	松川村	48.1%	51.9%	48.5%	51.5%	49.9%	50.1%
086	白馬村	56.9%	43.1%	57.3%	42.7%	62.4%	37.6%
087	小谷村	56.4%	43.6%	54.8%	45.2%	46.9%	53.1%
089	松川町	56.4%	43.6%	62.4%	37.6%	62.2%	37.8%
090	高森町	61.4%	38.6%	55.9%	44.1%	59.6%	40.4%
091	阿南町	53.5%	46.5%	53.2%	46.8%	53.9%	46.1%
094	阿智村	53.7%	46.3%	49.5%	50.5%	48.7%	51.3%
096	平谷村	40.5%	59.5%	41.4%	58.6%	36.4%	63.6%
097	根羽村	52.1%	47.9%	52.2%	47.8%	55.4%	44.6%
098	下條村	48.3%	51.7%	48.3%	51.7%	48.6%	51.4%
099	売木村	55.1%	44.9%	52.5%	47.5%	52.5%	47.5%
100	天龍村	42.1%	57.9%	41.8%	58.2%	49.5%	50.5%
101	泰阜村	55.6%	44.4%	51.4%	48.6%	50.0%	50.0%
102	喬木村	52.8%	47.2%	55.7%	44.3%	56.6%	43.4%
103	豊丘村	51.8%	48.2%	53.7%	46.3%	53.8%	46.2%
104	大鹿村	47.4%	52.6%	47.7%	52.3%	39.2%	60.8%
109	小布施町	57.2%	42.8%	56.9%	43.1%	59.5%	40.5%
111	高山村	60.6%	39.4%	61.1%	38.9%	59.4%	40.6%
112	山ノ内町	53.8%	46.2%	53.1%	46.9%	53.5%	46.5%
113	木島平村	53.7%	46.3%	54.7%	45.3%	54.9%	45.1%
114	野沢温泉村	63.0%	37.0%	66.3%	33.7%	67.7%	32.3%
117	信濃町	50.4%	49.6%	51.0%	49.0%	53.3%	46.7%
118	飯綱町	50.1%	49.9%	49.5%	50.5%	46.6%	53.4%
122	小川村	51.3%	48.7%	54.0%	46.0%	56.3%	43.7%
125	栄村	60.7%	39.3%	62.2%	37.8%	58.1%	41.9%

※R元事業年報保険料（税）算定額に占める応能・応益分の割合

10 一人当たり保険料(税)調定額(H29~R元)

市町村名	H29	H30	R元
長野市	91,979	92,569	93,707
松本市	105,097	106,789	108,950
上田市	87,670	88,110	88,945
岡谷市	89,610	94,126	95,490
飯田市	91,926	89,468	90,865
諏訪市	105,244	106,677	109,136
須坂市	97,915	90,766	93,170
小諸市	86,561	83,060	85,547
伊那市	87,136	87,928	98,463
駒ヶ根市	97,781	98,644	99,559
中野市	92,544	103,806	109,664
大町市	82,049	81,865	81,116
飯山市	85,520	84,826	96,700
茅野市	84,196	93,563	95,117
塩尻市	96,758	95,736	98,837
千曲市	86,059	93,915	94,758
佐久市	96,816	97,885	100,025
佐久穂町	91,265	92,617	95,537
小海町	102,030	99,933	104,137
川上村	126,056	118,657	133,717
南牧村	119,322	110,915	121,090
南相木村	94,786	90,575	104,232
北相木村	103,283	102,918	114,118
軽井沢町	107,661	106,998	106,738
御代田町	112,580	110,181	114,197
立科町	80,138	80,651	82,861
長和町	82,064	80,636	81,481
東御市	88,901	88,527	89,229
青木村	80,369	82,194	89,982
坂城町	86,395	89,340	94,411
下諏訪町	92,390	92,734	95,598
富士見町	97,454	93,297	95,240
原村	109,223	107,644	109,645
辰野町	78,771	81,058	80,138
箕輪町	98,755	97,982	98,894
飯島町	93,525	94,833	93,247
南箕輪村	92,636	95,467	99,722
中川村	87,868	91,033	89,422
宮田村	90,520	89,320	97,813

※一人当たり調定額は、医療分・後期分・介護分の調定額の計（一般＋退職）を用いている。

(円)

市町村名	H29	H30	R元
木曾町	96,624	98,451	89,156
上松町	94,356	96,193	92,624
南木曾町	100,839	100,023	105,477
木祖村	89,893	94,200	107,144
玉滝村	73,579	76,246	76,682
大桑村	84,760	84,889	88,632
筑北村	88,125	84,917	90,417
麻績村	95,324	88,711	91,179
生坂村	77,645	81,297	81,358
山形村	111,733	114,628	119,082
朝日村	120,890	101,849	106,927
安曇野市	88,274	88,411	93,598
池田町	84,461	81,917	81,287
松川村	99,542	90,319	88,942
白馬村	76,610	78,168	78,683
小谷村	79,259	77,099	76,965
松川町	88,029	74,627	76,391
高森町	93,911	93,832	90,595
阿南町	94,771	81,224	84,409
阿智村	83,451	83,619	83,334
平谷村	65,770	55,150	50,624
根羽村	51,622	51,353	58,568
下條村	73,521	74,305	73,263
壳木村	51,546	59,874	53,863
天龍村	66,742	66,136	66,228
泰阜村	68,692	69,526	69,472
喬木村	96,297	92,353	96,386
豊丘村	87,426	79,442	82,234
大鹿村	40,087	40,433	38,400
小布施町	121,369	119,680	100,021
高山村	101,683	99,450	102,237
山ノ内町	106,412	101,467	105,635
木島平村	95,727	93,390	93,997
野沢温泉村	90,769	96,320	95,932
信濃町	77,374	82,123	80,602
飯綱町	86,662	86,531	89,789
小川村	75,607	75,766	80,631
栄村	79,133	73,401	72,854
市町村計	93,597	94,113	96,345

11 年齢調整後医療費指数 (H29～R 元)

市町村名		医療費指数	順位	備考		市町村名		医療費指数	順位	備考			
1	佐久	小諸市	0.903	22	最大	0.987	44	木曾	木曾町	0.924	36	最大	0.927
2		佐久市	0.934	12	最小	0.772	45		上松町	0.803	70	最小	0.732
3		佐久穂町	0.895	24	格差	1.278	46		南木曾町	0.867	57	格差	1.266
4		小海町	0.834	34			47		木祖村	0.927	33		
5		川上村	0.772	41			48		王滝村	0.732	75		
6		南牧村	0.821	37			49	大桑村	0.895	48			
7		南相木村	0.912	20			50	松本	松本市	1.012	8	最大	1.145
8		北相木村	0.987	5			51		塩尻市	0.979	11	最小	0.853
9		軽井沢町	0.881	27			52		筑北村	1.069	3	格差	1.343
10		御代田町	0.888	26			53		麻績村	1.016	7		
11		立科町	0.844	31			54		生坂村	1.145	1		
12	上田	上田市	0.978	6	最大	1.017	55		山形村	0.959	17		
13		長和町	0.950	9	最小	0.950	56		朝日村	0.853	59		
14		東御市	0.958	7	格差	1.071	57	安曇野市	0.965	14			
15		青木村	1.017	3			58	北アルプス	大町市	0.959	16	最大	0.959
16	諏訪	岡谷市	0.949	10	最大	0.957	59		池田町	0.911	42	最小	0.767
17		諏訪市	0.957	8	最小	0.782	60		松川村	0.939	26	格差	1.251
18		茅野市	0.910	21	格差	1.223	61		白馬村	0.808	69		
19		下諏訪町	0.918	17			62		小谷村	0.767	74		
20		富士見町	0.828	35			63	長野	長野市	0.965	13	最大	1.117
21		原村	0.782	39			64		須坂市	0.951	21	最小	0.854
22	上伊那	伊那市	0.924	14	最大	0.935	65		千曲市	0.932	31	格差	1.307
23		駒ヶ根市	0.902	23	最小	0.839	66		坂城町	0.938	27		
24		辰野町	0.935	11	格差	1.115	67		小布施町	0.854	58		
25		箕輪町	0.924	16			68		高山村	0.948	24		
26		飯島町	0.839	33			69		信濃町	0.954	20		
27		南箕輪村	0.894	25			70	飯綱町	0.945	25			
28		中川村	0.848	30			71	小川村	1.117	2			
29		宮田村	0.872	29			72	北信	中野市	0.938	28	最大	0.965
30		南信州	飯田市	0.912	19	最大	1.049		73	飯山市	0.965	15	最小
31	松川町		0.814	38	最小	0.651	74		山ノ内町	0.892	51	格差	1.103
32	高森町		0.924	15	格差	1.612	75		木島平村	0.908	44		
33	阿南町		0.917	18			76		野沢温泉村	0.874	55		
34	阿智村		0.932	13			77	栄村	0.906	45			
35	平谷村		1.049	1									
36	根羽村		0.877	28									
37	下條村		0.705	42									
38	売木村		0.651	43									
39	天龍村		0.998	4									
40	泰阜村		0.828	36									
41	喬木村		0.844	32									
42	豊丘村		0.780	40									
43	大鹿村	1.018	2										

県計	0.943
最大(生坂村)	1.145
最小(売木村)	0.651
格差	1.759

※年齢調整後医療費指数：当該市町村の実績1人当たり医療費/当該市町村の各年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費。全国平均=1となる。

12 保険料(税)収納率(H29~R元)

		H29		H30		R元	
		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
市町村計		94.80	-	95.12	-	95.15	-
001	長野市	92.45	75	92.69	77	92.32	77
002	松本市	92.05	76	92.81	76	92.49	76
003	上田市	93.53	73	93.92	72	94.41	69
004	岡谷市	95.10	64	95.32	62	95.39	63
005	飯田市	98.11	26	98.41	20	98.54	21
006	諏訪市	94.57	68	94.79	68	94.30	71
007	須坂市	94.65	67	94.90	66	95.61	60
008	小諸市	94.40	69	94.27	70	93.93	74
009	伊那市	96.01	54	96.52	52	96.88	47
010	駒ヶ根市	95.56	59	96.81	45	97.18	38
011	中野市	94.89	66	95.10	64	95.29	64
012	大町市	95.72	57	96.78	47	96.87	48
013	飯山市	98.44	19	98.80	15	98.71	15
014	茅野市	95.99	55	96.90	44	97.03	42
015	塩尻市	94.22	71	94.38	69	94.74	67
016	千曲市	96.85	45	96.97	42	97.59	31
017	佐久市	93.85	72	94.16	71	94.40	70
019	佐久穂町	96.05	53	95.38	61	96.19	55
020	小海町	97.82	31	95.85	57	96.81	49
021	川上村	97.70	33	97.14	40	97.10	41
022	南牧村	98.56	16	99.49	5	99.59	10
023	南相木村	98.60	14	97.42	36	97.86	29
024	北相木村	99.07	10	99.16	8	98.62	18
026	軽井沢町	92.51	74	92.94	75	92.74	75
028	御代田町	96.35	49	96.32	54	95.98	56
029	立科町	96.66	47	96.91	43	95.45	62
033	長和町	97.49	36	96.74	48	95.95	57
034	東御市	95.96	56	95.23	63	95.53	61
039	青木村	95.52	60	97.99	30	96.91	46
040	坂城町	97.41	37	97.66	33	96.53	51
042	下諏訪町	95.26	61	95.45	60	95.11	65
043	富士見町	98.63	13	98.85	14	98.60	19
044	原村	97.90	29	98.10	28	98.01	27
046	辰野町	97.57	35	98.24	23	98.13	23
047	箕輪町	96.30	50	96.34	53	96.41	53
048	飯島町	98.18	25	98.16	27	98.54	22
049	南箕輪村	94.90	65	95.63	58	95.61	59
050	中川村	99.05	11	97.85	31	98.08	24
052	宮田村	99.42	6	99.24	7	99.64	9
053	木曾町	97.73	32	96.03	55	96.99	45
054	上松町	91.46	77	93.79	74	94.66	68
055	南木曾町	98.04	28	98.02	29	96.81	50
057	木祖村	98.27	24	98.17	26	98.00	28
061	王滝村	96.92	43	95.95	56	97.51	33
062	大桑村	97.05	41	96.65	49	99.67	8

068	筑北村	97.25	39	99.00	10	99.26	11
069	麻績村	98.70	12	98.88	13	98.82	13
071	生坂村	95.69	58	98.21	24	98.58	20
073	山形村	96.68	46	97.38	38	97.27	36
074	朝日村	99.24	8	99.42	6	99.08	12
076	安曇野市	96.37	48	96.58	50	97.22	37
082	池田町	95.26	62	95.51	59	95.79	58
083	松川村	96.10	52	97.41	37	97.17	39
086	白馬村	96.98	42	98.41	21	97.58	32
087	小谷村	98.57	15	98.20	25	98.01	26
089	松川町	98.31	23	98.73	17	98.02	25
090	高森町	98.40	22	98.57	19	98.67	16
091	阿南町	97.83	30	97.30	39	97.02	44
094	阿智村	94.37	70	94.86	67	94.20	73
096	平谷村	98.44	20	95.02	65	97.48	34
097	根羽村	100.00	1	99.04	9	100.00	1
098	下條村	100.00	1	100.00	1	100.00	1
099	壳木村	99.33	7	96.79	46	94.92	66
100	天龍村	96.85	44	96.56	51	96.22	54
101	泰阜村	100.00	1	100.00	1	100.00	1
102	喬木村	97.29	38	98.36	22	97.39	35
103	豊丘村	99.16	9	99.56	4	99.73	7
104	大鹿村	100.00	1	100.00	1	100.00	1
109	小布施町	97.22	40	97.51	35	97.02	43
111	高山村	96.24	51	97.01	41	96.46	52
112	山ノ内町	95.12	63	93.86	73	94.22	72
113	木島平村	97.60	34	98.67	18	98.65	17
114	野沢温泉村	98.43	21	97.65	34	97.77	30
117	信濃町	98.09	27	97.81	32	97.14	40
118	飯綱町	98.55	17	98.76	16	98.80	14
122	小川村	99.76	5	98.90	12	99.87	6
125	栄村	98.48	18	98.99	11	100.00	1

	H29	H30	R元	H29～R元 平均増減	目標収納率
5万人以上	92.2	92.7	92.4	0.1	91.5
5万人未満 1万人以上	95.3	95.6	95.8	0.3	95.0
1万人未満 5千人以上	95.9	96.3	96.3	0.2	96.0
5千人未満 3千人以上	97.1	97.2	97.0	0.0	97.0
3千人未満	97.8	97.7	97.8	0.0	98.0

13 口座振替率(R元)

保険者番号	保険者名	口座振替による 収納額	収納額	口座振替に よる収納額 の割合
1	長野市	3,470,334,575	6,282,629,882	55.2%
2	松本市	2,418,187,000	4,927,526,813	49.1%
3	上田市	1,687,882,000	2,714,890,780	62.2%
4	岡谷市	496,031,400	863,758,312	57.4%
5	飯田市	1,267,282,600	1,838,167,463	68.9%
6	諏訪市	619,414,400	1,059,659,333	58.5%
7	須坂市	659,662,500	988,820,505	66.7%
8	小諸市	431,959,220	830,994,654	52.0%
9	伊那市	828,541,300	1,328,942,259	62.3%
10	駒ヶ根市	404,718,590	616,574,621	65.6%
11	中野市	821,482,600	1,167,698,873	70.4%
12	大町市	376,057,337	499,145,398	75.3%
13	飯山市	350,151,600	481,926,900	72.7%
14	茅野市	652,464,700	1,100,687,980	59.3%
15	塩尻市	706,454,900	1,341,808,876	52.6%
16	千曲市	543,025,100	1,096,502,631	49.5%
17	佐久市	1,062,484,900	2,026,615,144	52.4%
19	佐久徳町	150,824,190	248,957,080	60.6%
20	小海町	114,833,100	129,118,470	88.9%
21	川上村	252,189,500	362,506,700	69.6%
22	南牧村	174,000,900	202,469,700	85.9%
23	南相木村	4,036,100	4,753,700	84.9%
24	北相木村	18,961,300	21,720,000	87.3%
26	軽井沢町	256,152,200	586,477,549	43.7%
28	御代田町	249,370,800	406,977,190	61.3%
29	立科町	97,182,700	149,556,540	65.0%
33	長和町	81,507,200	124,775,047	65.3%
34	東御市	384,396,500	586,171,277	65.6%
39	青木村	76,742,600	92,401,564	83.1%
40	坂城町	171,591,700	284,781,960	60.3%
42	下諏訪町	219,926,500	362,525,400	60.7%
43	富士見町	229,309,900	315,435,685	72.7%
44	原村	194,933,922	260,484,528	74.8%
46	辰野町	267,984,700	335,052,107	80.0%
47	箕輪町	259,524,900	464,304,427	55.9%
48	飯島町	147,335,900	191,855,840	76.8%
49	南箕輪村	183,151,700	273,931,630	66.9%
50	中川村	69,913,000	98,848,917	70.7%
52	宮田村	111,212,700	164,027,900	67.8%

保険者番号	保険者名	口座振替による 収納額	収納額	口座振替に よる収納額 の割合
53	木曽町	88,692,400	200,615,935	44.2%
54	上松町	54,189,600	77,681,400	69.8%
55	南木曽町	70,203,400	85,685,200	81.9%
57	木祖村	45,939,500	69,051,695	66.5%
61	王滝村	7,730,100	11,440,000	67.6%
62	大桑村	45,869,200	65,637,400	69.9%
68	筑北村	88,515,800	104,735,900	84.5%
69	麻績村	49,363,224	55,506,420	88.9%
71	生坂村	26,692,700	40,181,733	66.4%
73	山形村	192,353,000	255,165,881	75.4%
74	朝日村	92,787,900	119,926,040	77.4%
76	安曇野市	1,370,056,700	1,931,857,000	70.9%
82	池田町	111,516,500	182,692,600	61.0%
83	松川村	108,845,300	184,599,080	59.0%
86	白馬村	126,843,664	244,549,829	51.9%
87	小谷村	41,714,045	71,965,945	58.0%
89	松川町	176,487,400	235,487,459	74.9%
90	高森町	205,183,400	238,313,400	86.1%
91	阿南町	59,868,128	73,377,395	81.6%
94	阿智村	90,475,800	128,341,226	70.5%
96	平谷村	2,595,300	4,934,700	52.6%
97	根羽村	11,714,100	12,006,400	97.6%
98	下條村	43,655,200	58,170,900	75.0%
99	売木村	5,327,700	6,850,900	77.8%
100	天龍村	11,156,700	17,078,700	65.3%
101	泰阜村	15,209,500	23,759,500	64.0%
102	喬木村	93,475,000	120,714,700	77.4%
103	豊丘村	107,661,900	116,373,700	92.5%
104	大鹿村	10,670,200	12,672,000	84.2%
109	小布施町	214,490,326	266,967,546	80.3%
111	高山村	130,524,400	171,305,866	76.2%
112	山ノ内町	321,562,100	375,978,266	85.5%
113	木島平村	82,642,163	111,309,384	74.2%
114	野沢温泉村	73,952,200	99,234,821	74.5%
117	信濃町	121,461,000	185,101,700	65.6%
118	飯綱町	178,624,500	255,783,678	69.8%
122	小川村	32,361,500	46,303,000	69.9%
125	栄村	33,832,200	36,135,800	93.6%
	市町村合計	25,055,460,484	41,130,976,734	60.9%

14 特定健康診査・特定保健指導実施状況（H28～H30）

保険者 番号	保険者名	特定健康診査				特定保健指導			
		H28	H29	H30		H28	H29	H30	
		【確定値】	【確定値】	【速報値】	前年との差	【確定値】	【確定値】	【速報値】	前年との差
001	長野市	47.3%	47.6%	47.2%	-0.4%	20.4%	26.2%	34.8%	8.6%
002	松本市	44.8%	45.1%	45.1%	0.0%	46.1%	41.4%	40.3%	-1.1%
003	上田市	37.8%	38.5%	39.3%	0.8%	81.8%	76.6%	73.4%	-3.2%
004	岡谷市	37.0%	36.4%	36.6%	0.2%	54.1%	45.3%	51.4%	6.1%
005	飯田市	36.7%	38.7%	40.0%	1.3%	78.5%	76.8%	78.9%	2.1%
006	諏訪市	54.3%	54.4%	54.5%	0.1%	54.7%	61.2%	56.8%	-4.4%
007	須坂市	49.3%	49.1%	49.2%	0.1%	50.7%	49.2%	41.6%	-7.6%
008	小諸市	38.7%	39.7%	44.8%	5.1%	35.6%	44.1%	48.8%	4.7%
009	伊那市	52.8%	53.5%	53.5%	0.0%	91.7%	88.1%	81.8%	-6.3%
010	駒ヶ根市	37.2%	38.3%	37.0%	-1.3%	73.5%	71.6%	61.3%	-10.3%
011	中野市	50.2%	50.7%	48.6%	-2.1%	38.4%	42.7%	50.6%	7.9%
012	大町市	45.8%	46.0%	48.9%	2.9%	63.4%	56.5%	62.7%	6.2%
013	飯山市	42.0%	42.9%	45.0%	2.1%	24.9%	34.2%	41.2%	7.0%
014	茅野市	48.4%	50.3%	50.7%	0.4%	54.8%	61.6%	63.6%	2.0%
015	塩尻市	42.7%	44.8%	45.1%	0.3%	72.8%	66.2%	67.7%	1.5%
016	千曲市	42.5%	41.3%	44.0%	2.7%	92.6%	91.6%	92.1%	0.5%
017	佐久市	40.3%	41.4%	41.1%	-0.3%	61.2%	61.9%	61.1%	-0.8%
019	佐久穂町	50.5%	50.9%	53.3%	2.4%	53.1%	49.2%	38.9%	-10.3%
020	小海町	50.6%	51.2%	53.0%	1.8%	36.6%	54.3%	70.1%	15.8%
021	川上村	56.3%	54.9%	53.8%	-1.1%	19.9%	25.6%	19.4%	-6.2%
022	南牧村	59.9%	62.2%	65.3%	3.1%	44.4%	68.4%	74.1%	5.7%
023	南相木村	61.4%	60.7%	61.4%	0.7%	71.4%	70.0%	76.5%	6.5%
024	北相木村	61.2%	64.7%	59.3%	-5.4%	87.5%	70.0%	77.8%	7.8%
026	軽井沢町	35.1%	38.0%	37.0%	-1.0%	39.0%	44.0%	53.1%	9.1%
028	御代田町	45.6%	47.8%	46.1%	-1.7%	75.2%	74.2%	63.6%	-10.6%
029	立科町	49.3%	51.2%	50.5%	-0.7%	56.6%	64.9%	78.8%	13.9%
033	長和町	43.1%	43.5%	42.2%	-1.3%	67.1%	90.2%	85.2%	-5.0%
034	東御市	44.5%	46.3%	46.1%	-0.2%	65.0%	66.3%	53.1%	-13.2%
039	青木村	40.0%	38.7%	44.7%	6.0%	10.2%	10.5%	40.0%	29.5%
040	坂城町	54.7%	52.4%	54.2%	1.8%	85.3%	91.5%	92.6%	1.1%
042	下諏訪町	38.9%	42.0%	42.1%	0.1%	38.9%	26.5%	35.0%	8.5%
043	富士見町	51.6%	48.8%	49.3%	0.5%	57.6%	55.8%	50.4%	-5.4%
044	原村	42.0%	41.0%	43.5%	2.5%	40.5%	65.2%	68.8%	3.6%
046	辰野町	44.9%	47.1%	47.3%	0.2%	62.7%	75.3%	70.6%	-4.7%
047	箕輪町	44.7%	46.1%	46.9%	0.8%	83.0%	85.5%	89.3%	3.8%
048	飯島町	55.5%	56.7%	59.0%	2.3%	89.9%	73.9%	84.3%	10.4%
049	南箕輪村	51.7%	50.5%	51.4%	0.9%	84.1%	85.7%	94.4%	8.7%
050	中川村	66.9%	63.5%	62.4%	-1.1%	90.4%	81.3%	87.5%	6.3%
052	宮田村	50.0%	53.2%	56.8%	3.6%	84.5%	69.2%	84.9%	15.7%
053	木曾町	64.7%	63.9%	64.6%	0.7%	80.2%	80.8%	84.9%	4.1%
054	上松町	49.1%	52.0%	51.0%	-1.0%	80.5%	89.5%	81.8%	-7.7%
055	南木曾町	61.5%	68.4%	72.4%	4.0%	72.1%	74.5%	82.0%	7.5%
057	木祖村	43.3%	46.7%	47.8%	1.1%	75.9%	90.0%	74.1%	-15.9%
061	王滝村	40.1%	41.5%	42.2%	0.7%	25.0%	36.4%	37.5%	1.1%
062	大桑村	48.2%	53.7%	58.3%	4.6%	57.1%	48.6%	53.6%	5.0%
068	筑北村	61.7%	61.5%	62.2%	0.7%	76.3%	70.8%	69.5%	-1.3%
069	麻績村	70.3%	68.0%	66.0%	-2.0%	82.5%	96.8%	90.3%	-6.5%
071	生坂村	53.8%	56.0%	61.1%	5.1%	84.6%	77.8%	85.7%	7.9%
073	山形村	36.6%	38.7%	35.2%	-3.5%	29.1%	40.6%	37.9%	-2.7%
074	朝日村	48.7%	53.0%	52.1%	-0.9%	45.8%	36.4%	40.0%	3.6%

保険者 番号	保険者名	特定健康診査				特定保健指導			
		H28	H29	H30		H28	H29	H30	
		【確定値】	【確定値】	【速報値】	前年との差	【確定値】	【確定値】	【速報値】	前年との差
076	安曇野市	47.0%	48.2%	48.2%	0.0%	49.5%	46.3%	52.3%	6.0%
082	池田町	67.3%	65.5%	65.2%	-0.3%	93.6%	90.2%	93.7%	3.5%
083	松川村	60.0%	59.4%	59.8%	0.4%	80.6%	75.3%	67.3%	-8.0%
086	白馬村	53.5%	55.7%	55.6%	-0.1%	60.6%	67.7%	69.4%	1.7%
087	小谷村	56.2%	55.0%	55.9%	0.9%	70.6%	72.5%	70.5%	-2.0%
089	松川町	57.0%	60.6%	67.5%	6.9%	69.8%	70.6%	71.3%	0.7%
090	高森町	60.9%	60.9%	60.2%	-0.7%	75.2%	75.2%	78.6%	3.4%
091	阿南町	56.9%	57.7%	59.6%	1.9%	72.9%	53.3%	74.0%	20.7%
094	阿智村	44.4%	37.1%	43.6%	6.5%	55.0%	46.7%	42.9%	-3.8%
096	平谷村	54.1%	43.1%	47.6%	4.5%	100.0%	100.0%	71.4%	-28.6%
097	根羽村	47.1%	45.6%	42.9%	-2.7%	80.0%	40.0%	88.9%	48.9%
098	下條村	57.7%	56.1%	63.6%	7.5%	63.6%	60.7%	56.8%	-3.9%
099	売木村	58.6%	55.0%	55.8%	0.8%	80.0%	100.0%	100.0%	0.0%
100	天龍村	41.8%	44.8%	43.3%	-1.5%	42.9%	37.5%	33.3%	-4.2%
101	泰阜村	22.6%	21.4%	15.7%	-5.7%	15.4%	12.5%	33.3%	20.8%
102	喬木村	75.4%	73.4%	76.8%	3.4%	67.1%	93.2%	92.6%	-0.6%
103	豊丘村	62.3%	62.4%	63.9%	1.5%	73.0%	78.2%	83.3%	5.1%
104	大鹿村	52.6%	58.1%	60.6%	2.5%	66.7%	40.9%	42.9%	2.0%
109	小布施町	47.7%	45.1%	44.3%	-0.8%	71.4%	57.0%	58.8%	1.8%
111	高山村	63.7%	67.6%	69.4%	1.8%	63.6%	72.2%	79.7%	7.5%
112	山ノ内町	55.7%	54.5%	55.8%	1.3%	76.4%	72.4%	75.4%	3.0%
113	木島平村	51.0%	52.6%	53.3%	0.7%	73.6%	65.7%	67.1%	1.4%
114	野沢温泉村	54.5%	54.1%	52.8%	-1.3%	50.0%	54.0%	49.0%	-5.0%
117	信濃町	45.9%	47.8%	49.6%	1.8%	80.0%	85.5%	90.1%	4.6%
118	飯綱町	47.0%	47.3%	48.8%	1.5%	55.7%	64.8%	66.3%	1.5%
122	小川村	58.0%	55.9%	56.1%	0.2%	67.6%	62.9%	72.7%	9.8%
125	栄村	38.0%	37.0%	30.3%	-6.7%	0.0%	78.6%	8.3%	-70.3%
301	医師国保	25.9%	26.5%	26.4%	-0.1%	0.0%	1.7%	10.1%	8.4%
303	建設国保	63.3%	64.1%	65.7%	1.6%	2.5%	3.6%	7.9%	4.3%
市町村計		45.8%	46.5%	46.9%	0.4%	55.6%	56.0%	58.0%	2.0%
組合計		57.4%	58.2%	59.3%	1.1%	2.4%	3.6%	8.0%	4.4%
県計		46.5%	47.1%	47.7%	0.6%	50.0%	50.4%	52.2%	1.8%
全国(市町村国保)		36.3%	36.6%	37.9%	1.3%	26.3%	26.9%	28.9%	2.0%

注) 特定保健指導の実績は、6ヶ月後の実績評価まで完了した人の割合(前年度対象者含む)